

淀川水系流域委員会 第9回淀川部会

議 事 録

日時：平成13年11月26日(月)15:00～18:00

場所：チサンホテル新大阪 2階大ホール

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会、第9回淀川部会を開催させて頂きたいと思っております。

私、司会の三菱総合研究所関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、審議に入る前に、幾つかのご報告と確認をさせて頂きたいと思っております。

本日は、流域委員会の委員長であります、芦田委員長にご出席頂いております。よろしくお願ひいたします。

それから、本日、お手元の資料ではご欠席となっておりますが、小竹委員、大手委員、渡辺委員はご出席頂いておりますので、修正の方、よろしくお願ひいたします。また、今本委員は急遽ご欠席ということです。よろしくお願ひいたします。

それから、配付資料ですが、委員の方には、皆さまのお手元に資料一式をそろえております。まず、議事次第。それから、資料1「淀川部会における今後の議論の進め方イメージ(案)」、資料2「検討課題についてのディスカッションペーパー」、資料2-2「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見取りまとめ表」、資料2-3「各委員河川管理者の提案内容」、資料2-4「欠席委員からの意見(小竹委員)」。小竹委員は、今日ご欠席と承っておりますので、意見をご提出頂いております。それから、資料3「淀川部会における住民意見の聴取・反映方法の検討について(実施のイメージ案)」、資料4「会議の運営に関するお知らせ」、それから、参考資料1「第8回淀川部会の会議速報」、参考資料2「委員および一般からの意見」、以上の資料です。

お手元に足りない資料等がありましたら、庶務までお申しつけ頂ければと思っております。

それから、参考としまして、第1回部会の資料3の分厚いファイルを、今日もご用意しております。よろしくお願ひいたします。

それから、本日は、一般傍聴の方に意見を承るという時間を設けさせて頂いております。発言を希望される方は、部会長、部会長代理の指示に従うよう、よろしくお願ひいたします。その際、発言に当たってのお願いに書かれている事項を守って、ご発言を頂きたいと思っております。

それから、委員の方に、本日はマイクを各机に1本ご用意させて頂いておりますので、お互いに、間にあるマイクをとってご発言を頂ければと考えております。

本日は午後7時に終了させて頂きたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

では、審議に移りたいと思っておりますので、部会長代理、よろしくお願ひいたします。

榎屋部会長代理(委員会・淀川部会)

それでは、只今から審議に移りたいと思っております。

まず、今後の部会の流れということで、資料1をご覧頂きたいと思っております。

右の方に淀川部会の流れ、左の方に委員会の流れと書いてあります。第8回部会の、10月31日には検討課題の議論をスタートするというので、全委員からいろいろと意見を

して頂きました。この日は議論するというところまでは至らなかったのですが、今日辺りから本格的な議論を始めたいと思います。1回では恐らく足りないだろうということで、本日の11月26日と、12月17日に議論する予定です。

それからもう1つ、今日の議題に上がっておりますが、住民意見の聴取・反映方法についてということで、皆さまと後で別途議論したいと思います。1月中旬に住民意見の聴取を実施したいと思います。そういうことを踏まえまして、1月31日に委員会の方で全体的な視点、それから個別の項目等について議論を行いまして、2月21日の委員会で、それまでの議論を含めて意見を取りまとめていきたいということです。

大体3月30日に最終的な意見を取りまとめて、それで、河川整備計画に対する淀川水系流域委員会の意見を提出するスケジュールになっております。

それで、本日の進め方ですが、前回、皆さま方からいろいろな意見が出たのですが、その大体の概要を資料2-1に検討課題についてのディスカッションペーパーとしてまとめてあります。例えば理念としては、自然のままの川を取り戻したい。そのために、今の川の何が問題か、その問題をどのように変えていったらよいかとか、その際のメリット、デメリットは何かと、そういうような形で事務局の方からこういうペーパーを用意してもらっていますが、これに沿った形でも、沿わない形になるかもしれませんが、今日は自由に意見を交換したいと考えています。

早速ですが、そういったことでこれから皆さまといろいろ意見交換、議論を進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今、部会長代理から説明をして頂いたのですが、この資料2-1を、説明させていただきます。

前回部会で、総論的な理念、河川管理を考える場合の基本的な考え方、基本的な理念について、委員の皆さま全員にいろいろご意見を聞かせて頂きました。本当は、前回から討議に入る予定でしたが、討議に入る時間がなくてできなかったということで、今日は、自主的に意見交換、討議を行っていただきたいと思っております。

その出発点としまして、この資料2-1があります。基本的に河川の現状にいろいろ問題があるということは、皆さまも問題意識を持っていると思いますが、その問題意識というのはそれぞれ、比重が違います。ですから一体、何が一番問題なのかということから、いろいろと意見を出していってもらうということです。これは抽象的な話ではなくて、具体的なところでいろいろ意見を出していけば、ある程度、幾つかの共通の問題点が浮き彫りになるのではないかとということで、討議のきっかけといいますか、スタートとして、河川の現状について、具体的に何が一番大きい問題であるかということから始めたいと思います。幾つか問題点があるとしても、中でも、自分は一番ここが問題だと思うところから、できれば、今日は始めて頂いてということでつくった程度のものです。

従って、ここに書いてある表現にあまりとらわれることなく、今申し上げたような趣旨で委員の皆さまからいろいろ意見を出して頂きたいと思います。前回のように、全員が満

遍なく意見をずっと述べていくというようなことは、今日は全くやるつもりはなく、前回有馬委員からもいろいろご意見を頂きましたが、やはり、具体的な問題を通して意見交換等もして頂きたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

塚本委員（委員会・淀川部会）

そういうお話なので、もう一度、具体や理念から入りたいと思います。

本来、抽象という中には無数と言える具象の処理として表現されるものです。それで抽象という表現が起こってきたという事で考えれば、今回の河川のことについても、2つの点でやはり不合理さが出てきたと思います。

1つは西洋科学の大きな一面、不自由さです。それは、自然の要因を削っていったという意味で、かなりの不合理さを生んできたのではないかと考えます。

もう1つは、要するに市場自由経済の合理という、経済性の不合理さです。これは、安心して人が長く暮らしていくということに対しても、非常に不合理さを生んでいるのではないかと思います。この2つの要因が最も大きいと思います。

それで、いろいろ皆さまと議論してきましたが、1つは、西洋科学では、もちろん数学等は使うのですが、境界をつくって条件が限られています。これに対して、自然の要因というのは非常に多様な要素、要因が含まれています。従って数式を用いた適合の限界をいかにしていくか、いかに最適に近いものを見つけていくということは本来人間という生命体が有している知恵だろうと思います。

もう1つ重要なことは、自然の中で永く生きてきた人間を含む生命に最も必要な連続性です。自然のものと、先ほど申した西洋科学でつくったものの大きな違いは、連続性があるか、不連続であるかということが非常に大きいのです。そういう意味では、水辺というのは、川那部委員も新聞で出しておられましたが、水辺と水際の違いは、水辺の方がより合理であろうということです。それから、そういう場合には、流域として山、川、海という連続性があるわけですし、伏流水としては地下水というものを使ってきたわけですから、連続性ということの要因は常に必要、不可欠なものではないかと思います。

それから、人間、生物に対してどれだけなじむかということが、また1つの大事な問題だろうと思います。この中には、時間と場所、特に多様な周りの物質というのが入っているので時間によって違います。ある場所で生きていることは、その中にも、過去の時間が含まれていることが大切です。例えば、今の京都白川流域で長い時間、歴史をかけて暮らしになじむ変化があった処に、20年程前こういう急激な改修をしたのかという中には、これをつくっていった時代の認識や、集まった人たちの物の考え方を決定したところというのが入っているわけです。

なじむということも含めて、生物、生命にとって長く合理であるということの中には、認識を含めて、1つのそれに必要な多要因、多要素からなるボリューム感というのがあると思います。人間が生きていく中で、どれだけ確かに自分が納得して生きてこれたのか、こられるのかという許容と可能性も含めたボリューム感というのがとても重要であります。

言い換えれば生きる実感です。何かの情報で刺激されて単調、貧弱に動いていくのでは

なくて、自分というものを足場にして、どれだけ実感を持って生きていけるのかということが、1つの大事な点だと思います。それは、身近なものに対して納得していけるかどうかということです。最後に自分が死んでいくというか、消えていくときにも、やはり納得というのはあると思いますが、連続性、継承性というのも大切です。そして、その中にこそ、納得という実感としての何ものにも代え難い確かさがあるのではないかと感じます。そして、先進と言われている今の西洋科学、市場自由経済システムではとうてい及びません。

そう考えますと、やはり暮らしが基です。例えば建設省、今の国土交通省河川部が多自然型と出されたときも、私自身は、これは次第にその言葉が消えていくものと思っていましたし、今の環境という言葉が出てきたのも、やはり不合理さがかなり浮き上がってきたから環境という言葉をつけたのであって、本来はやはり暮らしを、どう安定して長く生き続けられるか、納得して生きられるかということが大きな基だと思っております。納得していくためには、総合的な、或いは複合的、横断的な関係、ネット、或いは、そういう関わり方をしていけないと解消、解決へ向けて1つひとつその実績を積み重ねていけないと実現しないと思います。

例えば、ローカルとグローバルということがあります。今、非常にグローバル化、国際化と言われているのですが、本来は足元で物事を行い、そこで得られた確かさからグローバルを考えていくということが今後は大事ではないかと思っております。そういう物の考え方というのは、物理現象でいうとカオスティックに考えていこうということになります。それは認識の処理の仕方です。これは本来、明治以前にも持っていた文化にも含まれている、生命体の本来の知恵がどこまで働いてくるかということだと思っております。

例えば優秀な学者は、大海とは言いませんが、池、湖の広さから言えばサイエンスはいまだ数歩数十歩だろうと言っています。確かにそうだと思います。そのステップの中だけを、一生懸命、価値観として持って来たのが現在ですが、本来、湖そのものは、本来の知恵を働かせて知ってきていたのです。この知恵を新たに復元してこれからの21世紀を乗り越えていくものだろうと、そして知恵はそのことを知っているのです。そこには文化という物の見方や、歴史というものや、それから教育、心模様にも光を当てないと、解決していかないだろうと思っています。

今、NPO、NGOが大事だと言われますが、まだまだこれは過程です。しかし、民(みんな)というものの知恵の働き方の有効性は、先ほど申したものをつないでいく、或いはコーディネートしながら、それをつくり上げていく、イメージを持って行動を起こすということでは、今後、とても有効ではないかと思いました。

榎屋部会長代理(委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。

今、西洋科学の不合理性の話、人間と生物がなじんで、時間と場所の問題や、いろいろご意見を頂いたところです。

今の点について何かありますか。

山本委員 (淀川部会)

今塚本委員がおっしゃった中で、どれだけ納得して生きてこられたか、どれだけ実感を持って生きていけるのかということは、非常に私も思っています。それは、この部会で決めていくことの中に関係していて、例えば自然を大事にしていこう、生き物の立場で考えていこう、環境に重心を置いて、これからはやっっていこうということが今までに話し合われてきました。その先にあるものは、やはり満足感があるかないかだと思います。

ここで話し合われている委員の方や関係者の方だけではなく、広く流域住民に満足感が行き渡るかどうかというのが大事なことだと思います。守っていく自然の大切さや価値、水質をきれいにしていかなければいけないということをもっと伝えていきたいし、そのようなことを知ってもらった上で、そういう方向に踏み出して行って、自分たちの税金等が使われていく、その行き先が満足のいくものでなかったら、やはりいけないと思います。

今まで聞いていた中で、NPOの方から、生物環境についていろいろと行政と話し合ってきた過程等を聞いていますと、対立関係にあった時代が長かったと思います。やはり、それはしんどいことですし、葛藤も大きかったと思います。今、この場に対等にテーブルにつけてよかったという意見が最初の方に出ていましたけれども、やはり皆やっている人間も満足感が欲しい、そして住民にも、その満足感に共鳴していてもらいたいと思います。そういうことを、この先、総論としてまとめていく中で反映して行って頂きたいと思います。

田中委員 (淀川部会)

前回、私、鴨川の方からご報告させて頂いて、そして、後の議論がなかなか時間がなくて、お話しすることもなかったのですが、実は、スライドで見て頂いたように、河川の中にいろいろな物が入っています。産業廃棄物、或いは土砂、野焼きした灰等があり、また、実際、河川を改変するくらいの状況で開発が行われています。そういう実情に対して私は、やはり河川管理者は、一番の基本の姿勢である、川を保全するという心といいますか、熱意が欠けているのではないかと考えています。

例えば巨額の河川事業については一生懸命、まさしく知恵を出し合っていて行っていますが、いざ、河川へものが入りこむという状況が起きたときに足を運んで、改変され汚染されることについて一生懸命努力して阻止するという、そういう熱意、川を守るという本質的な心が、どうしても私には見えてきません。

確かに大変な苦勞だと思います。別にお金が動くわけでもありません。自分が足を運んで一生懸命、川を守るのだという姿勢を見せなければなりません。監督、指導、改善、そういう基本が怠慢ではないかという気が、私はするのです。川に対する思いみたいなものが、根本的にないのではないかという気がするのです。

今までは、河川事業、或いは河川管理というのは、川を1つの箱として見た場合、洪水防止、或いは水害防止のために、いかに川から水が出ないか、或いは河川改修をどうしたらよいかというのが、一番大きな流れだったと思います。そうではなくて、いかに川に物

が入らないかという視点が、今まで欠けていたのではないかと思います。その結果川の中にいろいろな汚染物質が入り、川が汚染されていったと考えます。私は水からの逆襲という言葉を使っています。河口でもいろいろな異変が起きているということを考えれば、川を保全する、川の立場になって考えるという熱意で河川管理をお願いしたいと思います。或いは我々一般市民もそうですが、河川の中に物が入り込まないという視点の方を、これからは具体的に考えていかなければならないのではないかと考えております。

川は、もちろん我々命ある者にとりまして、なければ生きていけない存在です。川が生まれてきたのは、自然の摂理、恵みによって生まれたわけですが、その川自身は、生まれたその大自然のままで生きたいわけですが、しかし残念なことに、人間という動物がこれを利用し、人間の利便性のために、或いは経済のために、いろいろな形で川を使ってきたわけですが、川にとっては育ててほしくもないのに、人間が、育てているのか死なせているのかわかりませんが、自然の摂理の中で生きていきたい、命を育てていきたいというのが、今叫んでいる声ではないかと思います。川を命あるものに育てていくというのが、今からの人間に課せられた義務ではないかと考えています。

渡辺委員（淀川部会）

私は、水環境ということで参加させて頂いております渡辺です。生物の中でも魚類とか、または内水面関係を主に述べさせて頂きたいと思っております。

何か総論に話が戻ったような感じでしたが、前回の部会では総論としての、それぞれの方の視点に立った河川の感想が出されておりました。今回からは各論として議論に入ると、寺田部会長の発言もありました。前回においても、かなり具体的な意見も出ていたように思いましたし、それなりに議論もなされたように思います。

それで、今後も私なりに一応分析しているのですが、前回の、例えば淀川の河床の低下の原因、国土交通省の3つの転換についての説明、スライドを交えて河川整備の転換の考え方について説明等がありました。わからないところがありましたので、お聞きしたいと思っております。

まず、前回、淀川の河床低下の原因として山岸委員の発言の中で、例えば治水、利水には目標値はあるが、環境には目標値がないというのは非常に残念だというような発言がありまして、そこで、まず委員が言われるには、暫定的な目標値を設定すべきであるということで、私も大変この意見に対しては同感で、大変勉強になりました。

そのお話の中で、木津川のウグイスのお話がありました。木津川にウグイスが繁殖したということは、淀川本川の河床が低下して、それにつれて木津川も河床が下がって、やがて樹林化して山の鳥が入ってくるような経過を説明されました。それでいわゆる河川の生態系が変化したということで、これをもとの生態系に戻す、ウグイスの来ない状態に戻すと、たしかこういうようなことを言われたと思います。そのためには淀川本川の河床を上げる必要があると言われましたが、それでは、河床を上げてやぶをなくすという意味ですかという質問を、今日委員にしようと思っていたのですが、お休みなのでできません。これは、後の国土交通省の方への質問にも関連していますので、またお答え頂きたいと思

ます。

それで、淀川本川の河床低下が木津川の河床低下につながったと言われましたが、その河床低下の原因は一体何だったのかということをお聞きしたいと思います。その原因については、後でお答え頂きたいと思いますが、淀川本川も含めて3つの川で、ある時期に建設資材用の砂利とか砂の採取が頻繁に行われて、粘土質まで河床が低下してしまったところへ草木が生えたと、そのようなことが研究者の報告にもあるのですが、実は今日、山岸委員と国土交通省の方にそれをお聞きしたいと思っています。

それに関連するのですが前回、河川管理者の方からスライド等で、河川整備の3つの転換についての説明があり、その中の2番目の転換として、河川を拘束、制御することから、川に生かされるという方向への転換の説明があり、宇治川や木津川の過程の事例等で説明をされました。そこで言われたことをメモしてきたのですが、このような状況の中で、破堤のたびに堤防をつくりかえるべきなのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。それから、繰り返す破堤の輪禍からの脱却として、したたかな地域づくり、それから、破壊的洪水エネルギーを一挙に解放するという、そうしたものを防いで、浸水に対してしたたかに過ごす、但し、人為的に堤防を高くし、破堤の被害を大きくするようなことは、河川管理者として今後は避けていきたいと考えているということでした。そうは言っても、浸水常襲地域については早急に解決すべきだと思っているということですね。

このような説明がありました。破堤の輪禍からの脱却として、したたかな地域づくりや浸水に対してしたたかに過ごすのかという説明があったのですがこの点の理解ができませんので、先ほどの問題と合わせて、教えて頂きたいということです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それでは、前回ご説明いたしました、洪水に対してしたたかな地域整備をするべきではないかということですが、今まで河川を拘束、整備するという事で、河道というものを固定化して、そこに堤防をつくって、水をできるだけあふれさせないようにしていこうということ、明治以来、近代治水事業でやってきたわけです。

その実態はどうかといいますと、今確かに高い堤防ができています。外から見ると、草も生えて大変丈夫そうに見えておりますが、実態的には山といいますか、土の壁です。その土の壁を皆さま方が、我々の責任もあるのですが、もうこれで安心だろうということで、どんどんその土の壁を支えにというか頼りにして、町ができて人が住んで、繁華街ができて人が集まって、そして、大阪では地下街が広がっているわけです。

ということは、それで、その堤防が壊れないかということ、今まで何回もここでご説明しましたが、例えば、洪水が堤防を乗り越えることによって堤防が壊れる可能性のあるところはこういうところだと出しました。それから、漏水によって危ないところはこういうところだとということも出しました。要するに、大変な大雨が降ったときには壊れる可能性があるということで、そういう面からすると、その土の壁はいつ壊れるかわからないということです。そこにいわば密集した地域ができていているということで、私は、それは大変もろい地域だと思っております。果たして、それをずっともろい地域のままで、次の世代、

孫や子供の世代に引き継いでいってよいのかというのが、私どもの大きな問題点です。

それで、方向転換といたしまして、そのようなもろい地域から、洪水に対してしたたかな地域づくりをしていこうというのが、今回の我々の問題提起です。そのための大前提といたしましては、したたかであるということは、どちらかといいますと剛より柔といいますか、柳に風といいますか、もろい、まあ言えば何かのときにはばたっと倒れるような、まさに破壊的、壊滅的な状況になるような、そういうような堤防の状況というのは、これは何としても避けようというのが1点です。

それからもう1つは、大雨というのは、我々もコントロールが完全にできるわけではないので、ある程度の浸水、氾濫は受けざるを得ないということであれば、その地域の中の、例えば避難体制、ライフライン対策、地下街対策、或いは土地利用の誘導も含めたまちづくりが必要になってきます。いわばまちづくりの方で浸水、氾濫に対して、したたかな地域づくりを行うべきではないかということです。ある程度、壊滅的に一瞬にしてやられるということは避けた上で、治水安全度を徐々に上げていくと、まさにしたたかな地域というのを目指すべきではないかというのが、前回、私どもが問題提起したことです。

それから、もう1点は河床低下の問題ですが、実は淀川においては、先ほどおっしゃいましたいわゆる土砂の採取が原因であり、昭和50年から平成10年までの約23年間に約1400万t採取しています。これは治水対策として、淀川の河道に洪水を流すために、計画断面というものを設定し、そこまで掘削するということです。治水対策として掘っていくのであれば、せっかくですから、その砂利を資源の有効利用として使おうという趣旨で掘削したわけです。確かにそういうことによって淀川の河床は、ぐっと下がりました。今もご覧いただいたように、高水敷と低水路部分が完全に分離されたような、まさに横断的な分断といいますか不連続を生じさせたわけです。それに引きずられて、木津川の河床も下がってきているということです。但し、木津川の砂利採取については、昭和40年代にもう既にかなり低下していましたので、禁止されております。

河床低下することによって、今度は、なかなか洪水のときに水かさが増えないということがあり、中洲に水がかぶらないことが多くなりました。従って、そこに大きな草といいますか、木が生えてきたということです。従来のように、中洲がしょっちゅう水につかって動くということであれば、なかなか植物が大きな木にまで成長しないのです。雨が少なかったということもあります。それから、河床が低下したということで、中洲に大きな木が生えてきました。木が生えてきたということは、本来は砂河川であった木津川が、いわば樹林が生えるような河川になったということで、そこに本来、砂河川であれば生息しなかったウグイスが飛んできている、生息しているということです。それで前回、山岸委員は、本来の木津川の生態系ではないとおっしゃったと思っております。

渡辺委員（淀川部会）

わかりました。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

今の説明でよろしいでしょうか。

川上委員、どうぞ。

川上委員（委員会・淀川部会）

宮本所長のお答えの中で、砂防工事だとか、それから、天ヶ瀬ダムとか高山ダムができたことによる、土砂の流出が少なくなったということが、ちょっと抜けているのではないかと思いました。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

すみません。申し訳ないです。

川上委員のおっしゃる通りで、上流で砂防工事があり、木津川筋におきましては5つ、ダムができています。このことによって、下流に対する土砂供給が少なくなったということは事実です。これについては、詳しくはこの流域委員会の委員であります江頭委員が、木津川の土砂の移動と上流のダムの影響について論文を書かれています。まさに、上流にダムができて、下流の方に砂が流れにくくなったとあります。そして、単に量だけではなく、だんだんと下流の土砂の粒径が粗くなった、河床材料ほど粗くなったということも分析されております。

川上委員のおっしゃる通り、少し抜けておりました。

川上委員（委員会・淀川部会）

今後適度な土砂を流していくという検討が必要だと思います。

このご専門は大手委員ですので、詳しくは大手委員にお伺いしたいと思います。

大手委員（淀川部会）

今、ご発言がありましたように、私は砂防が専門です。

今から約5年前になり、従来、私たちも工事の現場を何度も見っていますが、いわゆる砂防ダムは、皆さまご存じのように、河床の維持を目的につくられたダムで、せいぜい高さが10m前後で、一応その背後には、砂がたまります。たまりますが、砂がいっぱいになれば役に立たないという意味ではなく、その後の中小洪水によって、上流から流れてくる土砂を必ず流していくということを知って頂きたいのです。洪水が来たら砂防ダムで全部砂をとめてしまうので下流に砂が行かないというようなことは、まず起こり得ません。

近年は、先ほどもどなたかがおっしゃいましたが、連続性の問題等いろいろあり、それを、上流と下流で水流がつながるようなオープン形式のダムに変えていくということをご国土交通省としてもやっておられます。そういうことで、オープンダムであろうがクローズドダムであろうが、砂防ダムの場合は、必ず土砂は流れていっているということをご認識頂けたらありがたいと思います。

たまった土砂は、ある一定の洪水が起こりますと、急な勾配（洪水勾配）で堆砂をします。そして、後の中小洪水で徐々に流していきます。徐々に流していくという意味は、先

ほど申しましたように、砂防ダムの天端から無害な土砂量として流れていくということですので。下流の河床の助けにするという意味を持っているわけです。それでしばらく災害が続かなければ、平衡勾配と申しますが、緩やかな勾配で落ちつきます。そして、急な勾配から緩やかな勾配で落ちついた時点での土砂量の差が、我々はいわゆる調節量という話で説明申し上げるわけですが、土砂の調節を砂防ダムで行っているのです。

近年は、クローズドダムが、例えば2mの床固め工が1基入りましても、結局は水流が分断されて生態系が乱れるという批判を受けるような事態がありましたので、今度はオープンダムで整備しまして、一時、洪水時にはスリット化したスペースで、粗いものから順番にとまります。とめていって、それを今度は、平常の中小洪水で細粒部から順々に流していこうという考え方で、今、砂防ダムは行われているということです。そういうことで一応、土砂の動きというものは後々関係するわけですが、上流ではそういう考え方で工事を推進しているということです。

有馬委員（淀川部会）

先ほどの宮本所長のご説明で、河床低下が中州での樹林の成長を促したというお話がありました。中州についていえばそうでしょうが、淀川での樹林の成長というのは、このところ著しいものがあります。河床低下だけではなくて、いわゆる高水敷といわれるところに水が上がりません。委員の皆さまのご意見を読んでいますと、高水敷に水が上がるイコール堤防を超した洪水が起きると理解されている方もおられるようですが、そうではなくて、堤防を超さない程度に高水敷を水が洗う状態に持っていくということで、樹林の成長というのは随分抑えられるだろうと思います。

そういう例は、水ではないのですが、若草山の山焼きがあります。山焼きで若草山に樹林が成長していません。以前、台風か何かの影響で山焼きが中止されたことが1回ありました。その後、若草山周辺の樹林部が、大変拡大したという事実があります。焼くということが、樹林を成長させない、草むらにしておくという大事な条件だと思いたしますが、川では、焼くかわりを水が行っている、水が洗うということで樹林の成長が抑えられているということです。

今のように高水敷に殆ど水が上がらないということになりますと、樹林と一口に言いますが、柳が伸びるくらいでしたらまだ納得できるのですが、街路樹がどんどん川の中で成長しています。これは極めて異常なことだと思います。桂川と宇治川の間で導流堤が八幡市にありますが、その導流堤では、セイタカヨシと呼ばれるヨシが群落をつくっていましたが、現在、そのヨシはなくなって、ニワウルシという木の林がずっと続いています。ニワウルシは、名前の通り庭で植えているウルシの仲間ではなく、そのような姿をした樹木で、さらには、街路樹としても使われています。これは河床低下と同時に、例えば、飛んできたニワウルシの種を下流へ流し去ってしまう水の動きが抑えられているからだと思います。

これは何度も口にしましたが、京都南部洪水注意報というのがテレビで流れますと、早速様子を見にいけます。どれくらい水が上がったかとわくわくしながら、高水敷に水が

流れないかを見ていますと、高水敷の肩でぴたっととまるのです。それは、水位の管理が実に上手になされているということです。水位管理をもう少し下手にすれば、樹林は成長しません。その水位の管理ということが、宮本所長の説明の中で抜けていた点ではないかと思います。今の一番の問題は、そういうことと関連しますが、冠水の頻度が減少したということです。これは我々の側ではなくて、生き物の側からの問題点だと思いますが、冠水の頻度が減少したということが1つ上げられます。

それからもう1つ出しておきますが、我々生物の専門家の側からの問題点を挙げます。現在、淀川では多自然型と呼ばれる水辺の工事が行われていますが、この多自然と呼ばれる低水護岸が生き物にとって、どのように役に立つというよりも、どういう評価ができるかということ、生物の専門家が調べると言い出すのではないかと思います。コンサルタントが、ここは多自然になりますよという説明だけで採用するのではなく、そのものが生き物にとって、果たしてどれくらい効果があるものかという評価を下さないといけないと思います。それが現在殆どされていません。これが、人間側から見た一番の問題点ではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

今のご指摘に関連いたしまして、前回、私の方から、人間の利害の視点からではなく、河川の視点から見ていこうということをお話しました。そうしたときに、横断的な不連続を修復しないとイケないのではないかとこのことを問題提起したわけです。これは何回か前の部会でご説明いたしましたが、若干思い出して頂くということで、その時のスライドをお出ししたいと思います。

（スライドで示す）

これが30年前のイメージ図で、昔は、堤防から堤防の間の川の中で、一番上の緑の線というのが、1年間で一番水位が上がる時の水かさです。一番下の青の線が、一番水かさが少ないときには、あの辺りまで下がりますよということだったわけです。これを見て頂いたらわかりますように、1年間に1回は、大水がきます。いわば堤防のすそからすそまで水が浸かっていたということです。そして、その間の黄色や赤の線というのは、1年間に何十日かは水に浸かっているということです。例えば、22日や70日というのは、22日間くらいは、あそこまでは水がきているということです。

これは現在ですがまさに、洪水をスムーズに流すという1つの目的で、川の真ん中を深く掘り下げた格好になりました。そして高水敷ができ、まさに左右対称の構造といえますが、断面になったわけです。これを見ますと、年間の一番水かさが増えたときでも、高水敷に乗らないという格好になります。従いまして、今、有馬委員がおっしゃったように高水敷に水がかぶらないことから、非常に大きな樹林といえますが、街路樹みたいなものが生え、或いは従来のカワラナデシコであるとか、そういう河原の植物がなくなって、いわゆる外来種といったものが高水敷に生えてきているというのが現状です。

これが今話したことを数字的にあらわしたもので、左が30年前です。ちょうど一番上の、茶色の部分が1年間で殆ど水が浸からない面積で、これは3川合流から下流の面積です。

一番下の青色の部分が、1年間ほぼ水が常にあるという面積です。3川合流から下の面積です。それが現在、30年たちますと、常に水がたまっているところの面積も増えたということです。そして、1回も水をかぶらない面積が大きく増えているということです。そして、真ん中の黄緑から赤にかけての、1年間のうちに何回か水が浸かったり干上がったたりするという変動のある面積が、極端に小さくなっているということです。

それで前回、私どもで、今後こう変えるべきだろうと提案したのは、洪水をスムーズに下流に処理するといいますか、流すための排水路的な構造になったのではないかということからです。その結果、河川の中で、常にドライなところと常にウエットなところが分離されているようなことが起こると考えられます。それを受けて、生態系が変化してきているということで、この横断的な不連続といいますか分断といいますか、これを今後の河川の整備に当たっては、修復といいますか、連続性を保っていかうということを、1つの提案ということでお出ししたということです。

それと、何故、この真ん中のところを大きくしたかというのは、先ほども言いましたが、ここでどれだけ洪水を流すかという、ある目標流量を決めて、それをいかにスムーズに、合理的に流すかということから、いわば矩形断面的な河道というものをつくってきたということです。これはこれとして今までの考え方だったということで、今後、これを踏まえて、今の川の反応、それから生物の反応を踏まえて、ある程度の大きな修復をすべきではないかと思っております。

それから、先ほど有馬委員が、水位管理によってちょうど高水敷に乗らないようにしているとおっしゃったのですが、実はそのようなことはできません。低水的时候には、日頃の水管理はある程度できますが、洪水的时候には、例えば淀川大堰は全部オープンにするわけですし、洪水的时候に、人為的にこのレベルの水位にとめるということは無理です。しかし、まだ洪水になるかならないか、ちょっとした出水というくらい的时候には、確かにある程度の大堰の操作によってある程度できますが、もう中小洪水以上になると、我々の手で洪水をコントロールするということはできません。

有馬委員（淀川部会）

念を押しておきたいと思います。私の思い違いであったということをお感じなのですが、河床低下によって、高水敷に上がるだけの水がなくなったと思っていたのですが、違いますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

河床低下というのは、先ほど言いましたが、低水路といいますか、深いところを掘り下げたということです。そういうことですから、例えば昔と同じだけの洪水が流れてきても、昔でしたら、そこを流れる流量が少ないものから、高水敷のところまであふれているわけです。ところが、真ん中に深いところがあると水をたくさん流します。いわばちょっとした雨でしたら流れてしまい、高水敷に乗らないということです。いわば河道の形状が現在のようになったことにより、同じ雨でも、水が高水敷に乗りにくくなったという

ことです。

有馬委員 (淀川部会)
わかりました。

川上委員 (委員会・淀川部会)

今日の議論ですが、塚本委員、山本委員、田中委員が、河川整備計画づくりの理念はど
うあるべきかというお話を前半部にされ、その後、渡辺委員の方から具体的な質問が出た
ため、具体論の方に傾いているわけですが、時間をうまく使うために、このまま具体論を
ずっと個別の部会で続けていくのか、理念をもう少し議論するのか、整理をして頂く必要
があるのではないかと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

川上委員、今まで、物を整理していこう、というのが1つのねらいであり、河川整備の
あり方というわけです。しかし物の具体を把握していく、基本化するというものには、両
方あってよいのです。ですから、理念があったり具体があったりしながら、それを二分化
しながら、どういう具体のイメージをつくり上げていくかというのがあってもよいのでは
ないでしょうか。

川上委員 (委員会・淀川部会)
それはもう、その通りです。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

先ほどの宮本所長の話で、水量はコントロールができないということでした。もちろん、
できません。できるのであれば、これは素晴らしいです。

今、問題がいろいろ出ていますが、住民自身がどういう認識を持っているかといえば、
持っていません。私も住民ですから、そう言うのです。

ですから、住民の啓発活動や、先ほど言われたしたたかにかという中身は、これは最も難
しく、これから長い時間をかけて行わないといけないと思います。住民意識というか、自
分の町でどのような状況になっているのかということ、お互いに啓発しなければいけな
いという役割は必要だと思います。そこは、これからやはり考えて、考えながら何かつ
くり上げなければならないと感じています。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どうもありがとうございます。

今、川上委員から、整理をしてという話がありましたし、塚本委員からは、両方あ
ってもよいのではないかということでした。

今のお話をお聞きしていると、やはり理念的なものもあるわけです。例えば、先ほどの、

木がたくさん生えてしまうというのは、この間、山本委員が言われた、子供たちが安全に遊べないではないかというような問題とも絡むようですし、そういう理念とも絡みますし、その辺りはどのように進めていくか、何かご意見はないですか。

山本委員（淀川部会）

もしも高水敷に水が乗ったら、堤防を直接、川の水が洗うということもあるわけです。それが年に何度か、高水敷のためにとか生態系のために必要だということが、住民にわかってもらっていなければ、その価値がわからなければ、いたずらに恐怖を招くだけではないかと思います。ですから、塚本委員がおっしゃいましたように、住民側にもっと、ここ出てくるような情報を伝えていきたいと思います。どういうことが生物には必要であるか、そういうことをもっと伝えていかなければならない。これからは環境に配慮しましょう、生物に配慮しましょう、高水敷に水を流して昔のような川に、というようなことだけが決まって、それが実施されても、一般に浸透していかないと思います。ですから、理解を得るというだけではなく、それは大事なことだ、重要なことだということを広報しなければいけないと思います。

有馬委員（淀川部会）

確かにそれが大事なことです。

ところが、今、淀川で芝生が一面に張られているところがあります。そこへ来ると、人々は「わあ、きれいになったなあ」と言いますが、ヨシが生えているところは、きれいになったとは言わないのです。

私は、これは間違った自然だということではなく、住民も気がつかないうちに、淀川らしい淀川になったらよいと思います。そうすると、私の考えでは、芝生があっても構いません。しかし、今日はおられませんが、川那部琵琶湖部会長がおっしゃったように、淀川でも水際というのがあるのです。我々も近づきたい水際です。それを水辺の自然にしなければいけないと思います。水辺の自然があるような淀川にしないといけないと思います。

何も、ここを水辺にしましたと住民に言う必要はなく、水辺ができて上がるような、そういう整備が必要だと思います。芝生がきれいだと思うなら、それでよいわけです。高水敷に生えているセイタカアワダチソウを刈り取りして、そこへコスモス、オオキンケイギクを植え、花の帯いっぱい運動を行い、得々としていらっしゃる地域住民の方もたくさんおられます。それはそれでよいと思います。

しかし、そこにある淀川が、今のような不自然なものではなく、何も意識しないのですが、この淀川のそばなら安心して生きていける淀川を私は取り戻したいと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

そこで、私は、自然の要因をどう入れていくのかと同時に、人の心の模様をもう一度考えていかなければいけないと思います。世の中、要するに町の中にも、そういう自然志向の人たちが増えてくるということも大事だと思います。それによって戻ると思います。

ですから、有馬委員が言われるように、自然に近い淀川をつくれればよいのと同時に、人自身が、そういう自然の要因を非常に大切に作る知恵の働く人たちが、少しでも増えてくるということも同じ意味です。

荻野委員（淀川部会）

この議会の役割が、非常にとめどもなく広がっていくような気がするのですが、それもよい問題提起だと思います。

今日、最終的には、検討課題を一応集約しないといけないと思いますが、それまでは、十分いろいろなことを言わせて頂くのがよいのではないかと思います。

私個人的には、河川整備計画、最終的には各論にまで踏み込んだ仕組みに対して、この委員会でイエスが言えるかどうか、1つのチェックポイントだという気がします。

言うのは幾ら言ってもよいのですが、例えば、こういう工事をしたいのですがどうだろうかというときに、それに対して、流域委員会の委員が、きちんとした意見、或いはきちんとした考えが出るかどうか、大事なことはないかと思います。

それについては、河川管理者という言葉がよいかどうか分かりませんが、河川整備計画に対して、何か試案のようなものが本当に具体的に出されているかという、まだそういうものはないわけです。要するに、具体的にこういうふうにしたいのだ、それについてどうだということは、まだ、この委員会には示されていないように思います。

何となく、川とはこうあるべきだ、治水の思想はこうだ、こんな問題がある、と指摘されることは大事なことに間違いはないのですが、それを具体的に、この淀川のこの部分について具体化するとすればこうなる、あなたはイエスですか、ノーですかということ議論していかないと、結局、いろいろな意見が出たということで終わってしまうのではないかと思います。ですから、ある程度の段階で、河川整備に関する、実験、試行をするのもよいではないかという気がいたします。

それからもう1つ、宮本所長が河川管理者を代表されて来ていらっしゃるのですが、河川管理者について今本委員は、河川管理者といっても、河川に対して万能ではなくそんな権限もなければ力量もない、河川管理者が何もかも全部できるものではないのだ、というような意見をおっしゃいました。

我々はこの流域委員会で、河川整備計画ということについて、具体的なことを議論すること、それからもう1つ、河川管理者にどういうことが期待できるのか、どういうことは期待できないのだ、或いは、こういうことは是非やってもらいたい、というようなことを、具体的に議論したい。いろいろなことを議論するのは勝手ですが、それは聞こえませんが、それはできません、あれもできませんと言われれば、それで終わってしまうのではおもしろくないと思います。

それで、これは提案できるかどうか分からないのですが、ちょっと具体的にお尋ねしたいことがあります。

我々は、桂川上流の亀岡というところに行きました。亀岡のすぐ下流に保津峡という狭窄部があって、亀岡市の一部は湿地になっています。そこを、保津峡を開削して広くして、

亀岡市の土地利用のために、治水目的としてここを開削するというプロジェクトが進んでいるということを見てきました。淀川の本川に対する洪水量が大きくなることは、もう既に計画としては見込んであるので、何ら問題はないという話を聞きました。

これに対して、あの場所はやはりこのままに置いて、洪水をためるような仕組みを残しておいたらどうだという意見もありました。そういうことを具体的に議論するとなると、かんかんがくがくの議論になるのではないかと思います。それから、もう少ししっかりとした知識、問題をよく見つめないで、議論だけでは終わらないテーマがいっぱい残っているのではないかと思います。議論はたくさんできるのですが、具体論になって、本当にそう思うかと言われたときに、本当に、こうでなくてはいけないというような仕組みの議論ができるかどうか、少し私は疑問があります。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今、出たご意見に対して、コメントをしておきたいと思います。

以前から、資料等によって、この委員会、部会、それから流域委員会の役目についてお話しはしているのですが、もう一度、委員の皆さまに共通認識にしておいていただきたいと思います。

今回、少なくともこの流域委員会は、河川管理者という言葉を使いますが、河川整備計画を本来つくるべき主体である河川管理者が、原案的なものをつくって、それに対して、委員会がいろいろ意見を言い、一部修正した上で成案にするというスタイルはとらないということです。

他の流域委員会では、従来のパターンで実施しているところがあるかもしれませんが、少なくとも、今回はそうではなく、原案をつくる前に、21世紀の河川整備のあり方について、基本的な考え方、理念、ある程度具体的な大きな河川整備計画の柱、そういうものを十分に委員会で議論をし、一定の取りまとめをし、河川管理者に示そうではないかということです。その上で、それを受けて原案が出てくると思います。その原案に対して、それまでにいろいろ議論をして取りまとめをしたこの流域委員会の考え方が、十分反映されているかどうかという視点から、もっと具体的な議論をし、最終的によい河川整備計画を完成させてもらおうという役目としてこの流域委員会を発足しているのです。

タイムスケジュールも、今日お配りをしました資料1で、4月中旬取りまとめといたしますのは、河川管理者が原案をつくる前提になる、基本的な理念、考え方、河川整備計画の大きな柱、21世紀の河川整備計画はこうあるべきだということを、意見取りまとめをして出そうではないかということです。

この後に原案的なものが、5月か6月くらいに出てくれば、それをまたこの流域委員会で、今度はもっと具体的な各論の中で、どれだけ反映されているのかということ吟味させてもらおうということになっています。秋頃という話は、実は最終のゴールであり、この中間頃は折り返し点ではないのですが、意見取りまとめは4月の、まさに中間的なところで、その辺、までで終わるのではなく、後の方もまた大事な部分は残っていますということです。委員の方には、ずっとがんばってもらわないといけないわけです。そう

いうタイムスケジュールを、少し頭に置いて頂いて議論をして頂きたいと思います。

ですから、議論が、こうしていろいろ理念、総論と各論とが行ったり来たりするというのは、そういう具体的な対象物がありませんので、皆さまのいろいろなイメージをぶつけ合う中で、だんだんつくられているということなのです。少しまどろっこしいところはありますが、こういう議論をしなければ、この流域委員会の務めが果たせないと思いますので、その辺は、是非、ご理解を頂きたいと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

先ほど、ご意見を出された方ですが、学者にしろ、我々にしても、何かやっているわけです。実際に何か求めていっているのですね。その時に初めて、いろいろなテーマが出てくるはずですよ。

私は、1つはそこをしておられますかとお聞きしたいです。1つのことをしても、いろいろな矛盾が出てくるのです。その具体を知らないと、本当の理念という言葉の理解はできないのです。

例えば、この前、典型的な京都の都市河川白川の現地調査を行いました。地域住民の方の考えも、地域の住み方によって違うので、いろいろな考えを持っています。それで、いつ、コンクリートのこういう溝のようなものになったのか、何故なっているのか、といった時代の流れがあるわけです。

私自身は今のところ、住民の方自身が、いろいろな意見を出しながら調整して欲しいと考えています。その中で、今の足元を認識して欲しいと思います。新たな再生にはこのような土台が大事だということは、これからはじむための不合理な矛盾を解消するため無数にいろいろなことを、その町はやっていかなければいけないと思います。それに対して、対応できるものをつくって頂きたいという状況、状態への思いはあります。ここをこのようにするという具体を限定した考え方は、殆どこちらはないのです。

しかし、先ほど申しましたように、自然の要因を、都市河川の中でどれだけ入れられるかという問題があります。近い時間で入れられるか。長い時間であったら、どのくらいの流域で工事が行えるのか、そういうプロセスを全部、ある程度イメージして描けるのです。しかし、住民の人たちがどのように本当に取り組んでいくのかということ自身が、もっと大事です。

今までのマスコミの状況を含め、情報やいろいろな流れ方が非常に上皮だったので、理念と具体というもののつながり方を知らないのです。それは実際にやらないからです。半歩でもやれば、それが見えてきます。

ちょっと強い言い方ですが、そこをお互いに認識しないと、具体と抽象というものはどういうものなのかということがわかってこないと思います。それは一番大事なところですよ。本来は具体と抽象はつながっているのです。そして、ローカルからグローバルに及ぶことも。

田中委員（淀川部会）

白川のことはわからないから、地域のことを言われても、なかなか把握しにくいです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

次回、写真でお見せします。都市河川でしたら、どれをお見せしても共通ですが。或いは12月9日、或いは8日に、京都府の環境フェスティバルがありいろいろなところがあるいろいろな取材して出してくれます。もし、その時お時間があれば、来て頂ければ、いろいろな要因で説明させていただきます。

榭屋部会長代理（委員会・淀川部会）

わかりました。

しかし、なかなか行けるかどうかわかりませんから、次回部会で、簡単にでも少しその辺りをお話して頂くということによろしいですか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

そうですね。では、簡単に説明します。

原田委員（淀川部会）

ちょっと違う内容になってしまうかもしれませんが。

前回お休みしていたのですが、前回配られた、河川管理者の側からの基本的な考え方というものを実は読ませてもらいましたが、結構、自分たちが考えていたことが多く書かれており、内容的には非常によいものだと思っています。そして、また、これは河川管理者が出されたからというだけではないのですが、結構、これからいろいろ基本になっていく部分、ならざるを得ないと思っています。

少しお願いというか、希望があるのですが、我々は、例えば、ここに書いてあることを考えるということではできるのですが、我々にできないことというのは、それを実現する上でどれくらいコストがかかるのか、そういうことがよくわからないということです。ですから、言ってみるのですが、本当にこんなことができるのかと思いつつも言っている面はあると思います。

河川管理者の側だと、ある程度、そういうコストの見積もりというものも、可能ではないかと思っています。また、そういう情報というのは、これから我々が意見を述べていく上でも、重要になってくる情報ではないかと思っています。不確実な部分があると思いますが、不確実なものも不確実であると断った上で結構だと思っています。

先ほど、高水敷の上に水を流すというお話がありました。そういう話も含めて、出されたものについて、まとまったものが早く欲しいです。それから得られるであろう現実と、それを得るために失うものが整理されたものを頂けると、大変ありがたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

コストというのは非常に大事です。これから、このような方向で今後の河川整備を、お

前たち、ちょっと案をつくれというのが、この4月中に出てくるわけです。それを頂いて、我々は、そういう方向であったら、例えばこの10年、20年、30年くらいで、この程度のことをこの程度のコストでならできそうですということをお出ししようと思っています。

私がお聞きしたいのは、逆に、コストが結構かかったら、この方向はやらなくてよいのかということです。ここで書いてあるのは、まさに基本的な理念というか、方向の話は今、出しているわけです。その方向の話というのは、コストベネフィットによって変わるものなのか、どうなのか。私はそこは疑問に思っています。

ですから、ここで、例えば、河川の視点を考えないといけないとか、或いは、その川に生かされるような整備の仕方を考えようというのは、まさにこれは方向の問題です。これには私は、コストベネフィットというのはなじまないのではないかと考えています。

ご意見ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

原田委員（淀川部会）

そのレベルではそうだと思いますが、下の方の、もう少し具体的に書かれている部分がありますが、そういうところに関しては、やはり、いくら何でもそこまではということも出てくると思います。

やはり、ある程度はそれぞれのことを進める意見があると思いますがいずれにせよ、方向性としてはあるべきだと思います。やはりある程度、どこまでということも頭の中に入れて上で議論した方がよいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

そういうことでしたら理解しました。

ここに書いてあるのは、例えば、この方向でいったら、こういうことをやっていかないといけないのですかということを書いてあるわけです。これは全部が全部、これもまた優先度もあると思います。その辺を、コストと、そのいろいろな影響、それから効果といったことを、全部、我々なりに考えてお出ししていきたいと思っております。

荻野委員（淀川部会）

コストというのは非常に大事なことで、税金を使って行う公共土木事業ですから、当然、コストに見合う効果がないといけないことは間違いないです。しかし、塚本委員が最初に言われたように、心の問題もあります。要するに、コストに反映されない、お金で反映することのできないコストは、今の費用対効果の中では生まれてこないのです。

例えば、橋の親柱をデコレートして非常によいものをつくったとします。皆、これはよかったと言いますが、会計検査等で何で、こんなものにこんな金をかけた、と言われると、また、元の柱1本ということになって、今度は、こんな不細工なものをつくって、というような言い方になってしまうかもしれません。どうもコストに反映されない心の問題、その芸術性をどうするのかということ、恐らくこういうところで議論する必要があると思います。それから伝えていきたいとおっしゃるものを、どのように考えて、どのように折

り合いをつけていくかということは、物すごく大事なことはないかと思えます。

治水事業というのは、まさに、物理的なモデル、いわゆる西洋学の物理モデルで、連続の式と運動の式を合わせて、数式的に乗るものだけが工事になるわけです。そのようにすると、今のようになんて掘り下げ、なんて工事を行い、真っすぐにするとということになります。それで、あげくの果てにはという言い方は言いにくいのですが、泥の壁をつくりいわゆる大きな洪水が来たらあれは危ないですよということになります。非常にもろい都市づくりをやっているのです。これだけ費用をかけても、そんなに安心できるものをつくったわけではありませんというのが、先ほどの言葉だったのだと思えます。

治水安全度を高めるために一生懸命したが、でき上がったのは、もろい、砂上の楼閣であり、そこに皆住んでいます、こんなことでよろしいのですかというような、どうも二律背反みたいなことばかり起こっているわけです。しかも、我々はそういうところで、非常に文化度の高い生活をしているかということ、そうではなくて、非常に安上がりのものばかりが集まっているという感じです。

もう一つ、私はこの流域委員会で気をつけていかなければいけないのは、今の河川管理は土木技術者が河川管理をしています。国土交通省の河川局の技術部門は、全員が、上から下まで土木工学の人が取り仕切ることになっています。河川というのはもっと意味合いの広いものであり、心の問題も含めた非常に大きなものであるにも関わらず、最終的には落とし口が、土木工学の技術者の中で何かをやっていこうということです。どうもその辺りが、ミスマッチが起こっているのではないかという気がします。

それから、キャパシティービルディング、人づくり、というソフト問題と河川整備という形であらわれてくる物理的なものとの関係をこの流域委員会で考えていくことが大切だという気がいたします。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

小竹委員が何か持ってきておられるので、それも含めて、是非、心の問題も含めて何かご意見をお願いしたいと思います。

小竹委員（淀川部会）

おかげさまで、この数カ月間に、この頃新幹線に乗っても、鉄橋を越えていくときは川を一生懸命見るようになりました。周りの景色はなくても、川へかかると、どういう土手になって、どういう利用をされて、どれがどうなっていると、非常に自分としても変わってきたのがわかります。

皆さまの議論をずっと聞いて、5つくらいの原点があるのではないかと思うのが、まず、わいて出てくる源水を汚さないということです。中流、下流の自然と環境を壊さないで、上手に下流の子供のために、ちゃんとした上水道に使える水を持っていくという展開をしておられるのではないかと思います。

ですから、その流れの中では、受ける側の文化とか、先ほど申しましたような哲学があるわけですが、ここに持ってまいりました。

(写真を示す)

これは、2日前の十三の干潟です。淀川の夜明け、ちょうど7時5分前に写真を撮っていますが、阪急の鉄橋の下に出ているわけです。一方、これは今年の夏、高知に飛行機で帰るときに、飛行機の窓から自分で撮った写真です。淀川は真っすぐ流れているように見えながら、これだけいろいろな意味で蛇行しているのがわかるのです。

先ほどスーパー堤防とおっしゃいましたが、私の写真で、区役所の前の通りですが、河岸からこのくらいまで、もうスーパー堤防のつもりで、私は今日の論文の中へ出しました。

1つ、国立公園が日本でどれだけあるのかということ調べてみましたら、現在、28カ所あります。瀬戸内海国立公園や、吉野の熊野といろいろありますが、案外、河川の国立公園が全然ないのです。

皆さまが直轄1級河川、2級河川とおっしゃっているのですが、その大もとの部分に、全然人が入ってはいけません。湧いてくる源水のところは、特別地域として規制すべきです。国立公園のところでも何にも規制してないところやいろいろしておられるのですが、それを河口まで、川の底も湖の底も全部入れて、湖岸、川岸から何m迄は自動的に国立公園という形にすれば、もともと法律がありますから一銭もお金をかけないで規制ができます。この地域は国立公園ですと。

今度は住んでいる住民が、お互いにその規制を甘んじて受ければよいのです。例えば、山梨県と長野県別荘地は、国立公園の中の3級ですか、それでも結構、高さ制限、玄関、軒先は道路から5m引く、建物は敷地の2割迄、垣根は造らない、そして下草は必ず刈る、年に2回、浄化装置をきちっと点検し、pHまで指摘し、そのような規約をお互いに守りながら展開しています。関西では別荘地が少ないので、あまり皆さんがそういう生活にも慣れておられないので、規制を受けたときになかなか大変だと思います。しかし、関東の皆さんは、規制に慣れておられて、ペットも飼いません。私の山荘のベランダでも、天然記念物のヤマネが走り回ったり、部屋の中へ入ってきたりします。本来ならここの淀川のイタセンパラも同様に、特別地域として輪をかぶせお互いの棲み分けをすれぱうまくいくと思います。関西の皆さんの哲学は、それにどこまでついていけるのかという問題があるのでは、私は一度、源流から河口まで、途中が抜けることなしに、線と面で、新しい意味での国土交通省としての独自の国立公園を定めて頂けないかという考えで、今日提案したわけです。

皆さんご存じだと思いますが、国定公園と国立公園の違いを質問したら、町の方は殆どご存知ないです。国が指定して国が管理するのが国立公園で、国定公園というのは、国が指定して地方自治体が管理するという点が違うのです。ですから、箕面等にありますが自然公園は、大阪府が指定して大阪府が管理しています。そうすると、同じ次元のことが京都府と大阪府と三重県と、それぞれで解釈が違って出てまいりますので、非常に難渋されるのではないかと思います。ですから、この下流に対してできるだけ、100%というのは無理ですから、1割でも2割でもきれいな水を流して、魚や鳥がどうなるかという形で展開するのが大事ではないかと思います。

(写真を示す)

これも前回お見せしたと思いますが、これは十三の干潟のヨシ原で、ヘリコプターから撮っています。ちゃんとヨシ原の中で、いろいろな野鳥類が繁殖しています。この河川敷の中にモーターボートで飛び込んで来たりするとんでもない人がいるので、私は先ほど申した、子供のためには下流の方は、マナーと、自然の大切さと、国土交通省の皆さんが、いかに平生苦労しておられるかということ、ちゃんと教育していくことが大事だと思います。今度の土曜日の十三中学校の社会人とのふれあい教育もそれを通じてやります。これはそんなに難しいことではなく、自然に受けるのではないかと思います。ですから、同じ国立公園でも従来にない、私どものような汽水域のところは、上流の方と違った別の展開があると思います。

例えば、阪急の鉄橋の下の河川敷では8月6日に2万発の花火大会をし、そこちょうど同じ場所に非常物資の揚陸場をつくって頂いていますし、ヘリポートにもなるし、グラウンドにも使えます。川は汽水域ですから、大阪湾と同じ塩水なので、鳥と魚は、その塩の濃度の濃い薄いに合わせて、上手に棲み分けています。また、今お見せした写真の上にいる鳥類は猛禽のように見えるのですが、自分たちが近づいても逃げません。でも、ハヤブサはおかしいなと思うと、ぱあっと飛び立ちます。自宅の庭にはメジロ、ウグイスが来ておりますし、イタチの大きいのがよく見えます。平素街の皆さんには第3の目でよく町中を見て下さいと申しています。第3の耳で、音をよく聞いて下さい。

従来、日本の場合は漠然とした、運転と一緒に、ちゃんと見るか見ないかによって、非常に評価が変わってきます。3回ほど前の部会ときに申しましたが、海拔0米地帯では土手まで迫って家が建っているのに、スーパー堤防のかわりに、新築のときと相続のときは、もう平屋建ては許可しませんということにしないとイケません。きちんと皆3階建てを建てさせて、その地下とか1階分のローンは、銀行に利子をつけないというくらいの、大きい立場で対応して頂くようにしたいものです。

従来、ここまでが河川課で、ここから先が公園課で、それで、大阪市は土手へこうして入れないというのは、私はやめて欲しいと思います。もう少し、都市と県と国がお互いに意見を統一して展開していける部分も大事ではないかと思っています。その意味で、防災センター等の件を、少し具体的に進めて、救急隊、消防隊と同じような24時間体制で、いろいろな防災に対応するくらいのシステムに持っていくことが大事ではないかと思っています。それが失業対策にもなります。

榎屋部会長代理(委員会・淀川部会)

倉田委員と紀平委員、ご意見は何かありますか。

紀平委員(淀川部会)

今、聞いていると、自然の大切さというか、そういうことでいろいろな取り組みをされているというお話をされました。

自然についての考え方はいろいろあるわけですが、自然には幅と深さがあると思います。

ですから、なかなか難しいと思います。

私は上流の3川に何度も通っています。また、淀川上流域の樟葉、八幡町くらいまでは、殆ど毎日といってもよいほど通っていると思います。川にはいろいろな生き物が生きています。四季折々の植物も花をつけます。私は自然からいろいろなことを教わっています。

私はもっといろいろな人が実際に川に入って欲しいと思います。とにかく、川の自然を知る、川の自然を語る、そのためにやはり川に入って欲しい。さらには水の中にも入って欲しいのです。今、八幡町の辺りの木津川に入ると、10年、20年前とは違って、きれいだと思っていた川が、本当に濁ってしまっているのがわかります。かつてはカマツカという魚がたくさんいて、足で踏みつけてとったこともあります。今は全くとれません。こういうことを知るためにも、やはり、川に入って欲しいと思います。

川といえば、やはり水だと思います。全ての生物にとって水は命です。人間にとっても、飲料水として大事です。だからこそ、川の水はきれいであって欲しいのです。水中の生物や川原の植物や昆虫といった様々な生物が川に棲んでいるからこそ、川の水がきれいなのです。物理的な要因による川の自浄作用、例えば砂によって水がきれいになりますが、生物の生態系にもそういった水の浄化作用や水の循環作用が備わっています。

あるとき、人間が汚い水や薬物を流すと、生物たちはみずから命を絶って川の水が汚れたことを知らせてくれるわけです。なぜこんなに生物が少なくなったのか。原因は、人間以外に何物でもないようです。

やはり川は水です。従来から治水、利水が建設省の2つの目的でした。どちらを優先すべきか、どちらが優位にあるべきかと言えば、私は治水よりも利水だと思います。水を飲むということが一番大事だと思います。アフリカのあちこちに大川があります。そこに住む人々は、乾期になると1kmも2kmも水を汲みに行きます。そういう原点にかえて、人間はやはり水を飲むのだ、水が大事なのだということを再認識し、利水を優先すべきだと思います。そして利水の次に、淀川のような都市河川の場合は、治水が大事だと思います。「環境」という言葉は、私は要らないと思います。利水を考えるということは、自然や川の環境について考えてゆくことです。

有馬委員と私は30年くらいの付き合いがあるのですが、有馬委員は「ヨシ原と芝生なら俺はヨシ原の方が好きだ」といつも言っておられたのですが、今日はヨシ原だけではなく芝生もあってよいのだという話をされました。しかし私はやはり子供たちにヨシ原はきれいだと伝えたいと思います。ヨシ原で怪我もしません。先ほど、山本委員がおっしゃったこともよくわかります。これまで、治水、利水のために淀川では工事がされてきました。治水に影響のないところは、川によって自然をつくらせ、川のなすがままに任せるような計画を立てて欲しいと思っています。

もちろん、治水は大事です。しかしこれまで治水、利水を目的とした工事が相当進められてきたために、水がかなり汚れてしまいました。ですから、自然の持つ水をきれいにする力を取り戻して欲しい。山本委員が心配されるような、高水敷を取り払うのではなく、少し切り下げて緩傾斜をつけ、浅い水辺を取り戻す。そうすれば、魚たちも産卵できます。大体、水中の生物というのは、30~50cmくらいのところで産卵し、稚魚の時期を過ぎしま

す。2~5mのところでは、自浄作用は働きませんし、卵もふ化しません。まとまらない話になりましたけども、やはり川といえば、水を中心に考えて欲しいなという気がいたします。

以上です。

榭屋部会長代理(委員会・淀川部会)

倉田委員、何かありますか。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

先ほどから、大変参考になる話をたくさん聞かせて頂いて、もうあまり言うことはありません。ただ、幾つか補足します。魚の棲む場所に関してですが、以前から申し上げているように、瀬と淵がないと川ではないと私は思っています。

ところが今は、川ではなく水路をつくってしまっています。深さが均等で、瀬がないところを、私は川とは思っていません。何故なら、生物が棲まないからです。そういうところは生物が棲めるように、瀬とふちというものが適度にある川にしていかなければなりません。

それから漁業について言うと、河川では漁業者に放流(種苗魚を川に放す)尾数から釣獲時の尾数まで予測して認めているわけです。全部、認可なのです。そこまで厳しくやって、しかも魚を放流しているのは、これは食料生産という立場がいまだに残っているのです。そういう立場は農林水産省の立場です。農林水産省でそのくらい厳しく魚の放流、水までコントロールし、漁業者の数までチェックするようなことをやっっているながら、河川整備は川の管理者がいて別に処理してしまいます。魚が棲めなくなってしまうとき、農林水産省はどうするのか、私はずっと疑問に思っています。

先ほど荻野委員もおっしゃったけれども、行政の縦割りの弊害がいまだに解消されておらず、ますますほかの面でも顕著になってくるだろうと思います。たとえば、川の問題を議論しておきながら、上流の山林の伐採といった林業のことを全然考えてない。川の水が変わってしまうのです。取水の量も変わってしまいます。それから、団地をどんどんつくられてしまったら、これでまた川の水が変わってきます。大きな内湖や海岸を埋め立てる影響もとても大きいのです。ですから、我々が一生懸命に100年先、200年先までの淀川水系の議論をしましても、水系だけの議論ではどうにもならないところがあるので、どういふ点を予防していかなければいけないかということ踏まえて議論しておく必要があります。

つまり、都市計画についてはこういうことを、淀川の問題についてはこういうことをチェックすべきだ、或いは、林業に関してはこういうことをチェックすべきだ、というようにチェックすべきポイントを全部押さえていかなければ、とてもではないが、長期の工事はできないだろうと思います。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

私も少し意見を申し上げたいと思います。

今日は、現状において何が一番問題かということで、いろいろご意見があって、中でもやはり河川の自然環境が非常に悪化しているという視点からの話が多かったと思います。もちろん私もそのように考えます。

現状の問題の大きな原因は、河川整備が河川とその地域における人との関わりというものを断絶してしまったということにあるのではないかと。長年の河川管理のあり方が、洪水期に水を封じ込めるということを最大の目標にしてきたのではないかと。少しでも早く水を海に流すために、川を真っすぐにして、掘り下げて、障害物をなくすということが至上命令だったのではないかと。思います。

簡単に言えば、そういう形でやってこられたことは間違いないことです。その結果として河川というものが、委員の皆さまの意見にもあるように、生物の生育するような場ではなくなってしまって、ただの排水路、放水路となってしまったということが大きな問題であると思います。これについては異論がないだろうと思います。

しかし、こういった現状を変えていくために以前のような河川にただ戻すだけでよいのか、いわゆる、最近流行りの自然再生型でよいのかということですが、話はそう簡単ではないのだろうと思います。

もちろん、動物も植物も含めたいろいろな生物が棲める、または人との関わりが持てるような川にしなくてはいけないという、抽象的な面ではあまり反対はないのだろうと思います。しかし、視点は実はそれだけではいけないのではないかと。淀川がそうであるように、今やその上流部においても、河川が町の中をずっと流れてきてしまっている、河川の周りにはたくさんの方が住んでしまっているという現状があります。今から住民に移動してもらおうというわけにはいかないわけです。そういう状況の中で、河川管理の変革ができるのかということ。洪水期という異常事態を想定したこれまでの河川の管理のあり方、整備のあり方というものを基本的に変えざるを得ません。災害ということに対しては、被害ポテンシャルというのは非常に大きくなっているわけです。かつては、川の周りにあまり人は住んでいませんでした。ですから、仮に川から水があふれても、その被害は甚大ではなかったわけです。ところが現在、いったん水があふれてしまえば甚大な被害が出ます。特に下流部においては、大変なことになってしまいます。そうしますと、やはり災害という視点抜きには考えられません。もちろん、自然環境の再生は必要ですが、かといって災害の視点を無視できません。災害の視点をどう考えるのかということが、大きな課題であり、少し議論をしなければならぬ点だと思えます。

それから、水利用についていろいろ議論されているのですが、やはり最近では渇水が非常に大きな問題になっています。渇水の原因はたくさんあるのですが、これもやはりひとつの視点として考えていかざるを得ないと思います。淀川にしても、近畿の殆どの府、県、住民の方々の、いわば命の水になってしまっているわけです。そうすると、水をいかに確保するか、これは水の再生とか循環を抜きには考えられませんが、そういったことと河川整備をどのように兼ね合わせて、この河川整備計画の中で渇水に対する解決策を考えていくことができるのか、考えてゆかねばなりません。

この委員会では、今申し上げたような議論はあまりできていません。動植物の生育環境に関しては随分と議論をして頂きましたが、もう少し範囲を広めて議論をする必要があるのではないかというのが、私の意見です。

有馬委員（淀川部会）

休憩の前に、有馬心変わり論という点で反論させて下さい。

今の淀川にヨシ原を呼び戻すことはできません。「できません」というよりも、ヨシ原を人がつくるなんていうのは、傲慢な話です。ヨシ原は川の水がつくるのです。ですから、今現存する芝生は冠水頻度が上がれば、ちゃんとヨシが取ってかわるのです。中津、十三では、幸いにも水位が高いところのヨシですからよいですが、鶴殿とか向島のヨシを見ると、これでもヨシ原なのかといった状態です。人が鶴殿で川をつくって、水を流してヨシ原を再生するというようなことをやっていますが、人があんなことをしても駄目です。ヨシ原は川の水がつくるのです。

「芝生があってもよい」と先ほど述べたのは、芝生はやがてヨシにかわるという意味なのです。

柘屋部会長代理（委員会・淀川部会）

これまでにいろいろな意見が出てきました。理念的な話から現実的な各論、その間を行ったり来たりしながら、少しずつ見えてきたのではないかと思います。

ここで一般の方から、何か意見があればお聞きしたいと思います。もしあるようでしたら、挙手をお願いいたします。

ないようですから、ここで、15分の休憩を頂きたいと思います。5時15分から再開いたします。

〔休憩 17:00～17:15〕

柘屋部会長代理（委員会・淀川部会）

今日は、淀川水系流域委員会の芦田委員長が来ておられるので、一言お願いしたいと思います。

芦田委員長（委員会）

私も皆さまと共通の問題意識を持っており、先ほどから皆さまの議論を聞いておりまして、同感する点が非常にたくさんありました。この議論を委員会の議論にも反映させていきたいと思っています。

1つ感想を言わせて頂くと、自然、生き物を大切にしたい川づくりの一方で、安心して近づける川をどうつくるか、そのバランスについての議論がもう少し進んだらより良い議論ができたのではないかという気がいたしました。

それから、洪水の問題、安全性の問題をもう少し議論して頂くと非常におもしろいなと

思いました。とにかく、川に対する考え方が180度変わってきているとともに、水に対する考え方も180度くらい変わっていくと思います。そういう辺りをもう少し突っ込んで議論するとよいのではないかなと思いました。

この部会でも今後、そういった議論が行われると思いますし、委員会でも取り上げていきたいと思います。

どうもありがとうございました。非常に参考になりました。

榎屋部会長代理(委員会・淀川部会)

1月中旬に機会を設けて、住民の方からの意見を聴いたらどうかと考えています。住民の方からテーマを設定して意見を述べてもらうという手続きを考えますと、いまここで住民意見の聴取について検討しなければ、間に合わなくなる可能性があるので、議論させて頂きます。

部会での委員の議論を深めるために、一般住民が川について考えていること、感じていることを述べてもらい、その検討結果を部会での議論に反映させるというのが目的です。

実施のイメージとしては、ある程度テーマを設定して、募集の際に住民にお知らせして、そのテーマに沿って意見を述べてもらうようにしたらどうか。例えば、現在の河川の問題点と具体的な方策、治水の問題、利水の問題といったテーマを具体的に設定したらどうかということです。

実施形態は、意見聴取への参加を希望する人々や団体に募集をかけます。フォームに意見を書き込んでもらって、その中から何人かの人に代表として、1人10分程度の時間を決めて、意見を述べてもらってはどうか。その後、質疑応答を行い、その結果を踏まえて委員間で議論を行ってはどうかということです。例えば部会の進め方としては、前半2時間程度で10人の方から意見を伺います。後半2時間で、それらの意見をもとに委員で議論をしたらどうかと考えています。

意見聴取の対象と募集の方法ですが、できるだけたくさんの人に呼びかけます。過去の委員会や部会に参加して頂いた一般傍聴者等への呼びかけ、ホームページやニュースレターでの告知・募集、琵琶湖・淀川に関係しているNPOへの告知・募集を考えています。

実施時期については、1月中旬を想定しています。

その他についてですが、参加者の交通費等は自己負担、謝礼なしで考えていますが、これについても、皆さまのご意見をいろいろとお聞きしたいと思います。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

何故、住民意見の聴取・反映方法を議題にあげたか、もう少し説明させて頂きます。

11月6日に運営会議が行われました。これは、芦田委員長を中心として、各部会の部会長及び部会長代理によって構成されています。そこで、私の方から少し問題提起をさせて頂きました。どの部会、委員会においても、誰でも自由に傍聴できることになっていますし、審議内容はホームページなりニュースレターによって全て公にしているわけですが、いろいろな関係者の方、特に住民団体や自然保護団体が意見を言える機会を、ご都合を聞

いたうえで設定してきたわけではありませんでした。現場で少し意見をお聞きになったという部会もあるのですが、そういうことを今まで積極的にやれなかったということがあります。

それで、やはり討議の中で、住民団体や自然保護団体の方々から、具体的なテーマにそって有意義な意見をお聞きした方が部会なり委員会の討議にも役立つのではないかと、といったことを問題提起したのです。

結論としては、各部会の判断で実施することになり、本日この部会でお諮りしているわけです。

前回から検討課題についての具体的な討議を始めたわけですが、今日はその第2回目です。年内にあと1回、12月17日に部会の予定されています。計3回、委員の皆さまの問題意識をぶつけ合うという討議ができた時点で、つまりその次の1月中旬に住民意見聴取の会を開こうと思っています。その場で幅広く住民の皆さまや関係団体の方から意見をお聞きするという機会をつくったらどうかというのが今日の提案の趣旨です。

住民の方々から意見をいろいろお聞きした上で、この部会としての中間的なまとめができるような議論を委員会でいき、できれば4月の全体の意見取りまとめの方向に持っていきたいということです。

ただ、これは案ですから、委員の方々から提案等ありましたら、お聞きしたいと思いません。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお話ですが、住民関係団体等を含めていろいろな意見を聴くという場合、開催場所によって不公平が生じます。泊まりがけで出てこなければならぬ方もあるでしょうし、開催場所をある程度念頭に置いてでないといけません。

紀平委員（淀川部会）

一般の方々や団体にどのように知らせるかという問題もあると思います。

私は、団体はあまり好ましいとは思っていないのです。というのは、水上バイクをやる人たちやスポーツ団体は川を利用して欲しいという要望が強く持っているからです。スポーツ団体、例えばゲートボールや水上バイクのような趣味を目的にしている団体というのは、川の側からすれば善意ではないと思っています。そういう方々とは、個人的に直接会って話をしたいと思っていますが、もしも、そういう団体から国土交通省に要望が出されたら、それは河川でやるのは間違いだと言って欲しいと思います。

今、さながら既得権のように川を利用している団体があります。これは、最終的にはやめてもらうこと念頭に置いて、徐々に利用場所を限定していくべきです。例えばマウンテンバイクや四輪駆動車が河川敷の植物が群生しているところを走り回っています。やはりそういう行為はやめて欲しいと思っています。ただ、急にやめると言っても難しいでしょうから、場所を限定して欲しいと思います。もしも、そういう団体が、河原を利用する権利があると主張するのでしたら、私が直接お会いして話をしたいと思っています。

私は、川にとっての善意の団体や、本当に川をよくしたいと思っている一般の方々と意見を交わしたいという気持ちでいっぱいです。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

住民意見の聴取のイメージについて、補足させてください。

前回から議論の始まった21世紀の河川整備のあり方についての基本的な理念、考え方、また具体的な柱となる施策について、一般の方々から建設的な意見を求めるわけですが、例えば、意見を募るといった形のもので最近多いようですが、もちろんそういう形式を取り入れてみてもよいと思います。しかし、なるべくじかに、委員の皆さまが直接自分の耳で聴くということに大きな意味があると思っています。

従って、とりあえず意見を広く募って、その中から傾聴に値すると思われる方を選び、直接ご意見をお聞きしたいと思っています。もちろん、きちんとした学習を開いて勉強されている団体もたくさんあるわけですから、自薦他薦も考えています。是非そういう方々に意見をお伺いする機会をつくりたいということです。

ですから、誰でも来てください、誰でも意見を言ってください、といった姿勢で実施することは考えていません。委員だけの議論にとどまらず、真摯に取り組んでおられる団体や個人はたくさんおられるわけですから、そういう方々からじかに意見を聞かせて頂くということです。我々委員の学習のために聞かせて頂くということから提案をしておりますので、やり方等については工夫をしないといけないと思います。

そういった趣旨をふまえて、意見をお出し頂ければと思います。

紀平委員（淀川部会）

趣旨はよくわかりました。

では、ここにおられる委員の方々は、水上バイクのようなスポーツ団体をどのように思っておられるのでしょうか。私は、委員の皆さまがスポーツ団体をどう思っておられるか、ある程度知っておきたいという気持ちがあります。彼らは、淀川でも木津川でも好き放題にやっているのです。彼らを野放しにして本当によいのか、川についてこの委員会で議論している一方、どんどん自然が荒らされています。本当にたまりません。

荻野委員（淀川部会）

私も水上バイクは非常にまずいとは思いますが。ただ実は今年の夏休みにこういう経験をしたのです。

この夏、大阪府が管理する小さな川の改修をしまして、そこに茶髪の若者が3人、暑い中を一生懸命土を掘り、工事をしていたのです。よく働く若者だと思って見ていたのですが、ある日、彼らが自動車ですりバイクを牽引して来ていたのです。私は気になって「水上バイク行くんか」と聞いたら、「うん、工事が終わったら、明日から3日休みやから水上バイクに行くんや」と言って、とても喜んでいました。

彼らは、工事現場で働いて稼いだ小遣いを貯めて水上バイクを買い、休みの日に思いき

り遊んで、また次の日から工事現場に来て、一生懸命働いているのです。そういう若者たちにとって水上バイクは本当に面白いようで、小遣いを貯めて買ったのだと言って喜んでいたので。試しに「どこへ行くのだ」と聞いたら、淀川とか琵琶湖だと言いました。

そうか、彼らのような若者が水上バイクをやっているのだと思いながら、彼らが悪いのか、その場所で遊ぶのが悪いのか、売る側が悪いのかといったことを考えると、どうも釈然としませんでした。

川の遊び方、川の使い方には確かに善意の遊び方があるかと思いますが、悪意というか、善意でないことしかできない人もたくさんいるのです。そういう人を排除して、善意の人だけで集まって考えるということが、心や自然というものを考えるときに、はたしてどうなのかという気もします。土木現場で働いていた若者たちのことを思い出すと、いつも水上バイクを思い出し、彼らのような人たちと、川の使い方に関してどのように折り合いをつけていくのか、良く考えてみたいと思います。

田中委員（淀川部会）

若者たちの遊びの遊びの文化を見ても、機械に頼った遊びがどんどん出てきます。それはそれで、1つの流れで仕方がないかもしれませんが、どこかで歯止めをすることが必要になってきているのではないかという気もします。

例えば、水上バイクの次にどんなものが出てくるかわかりません。レジャー、遊びの世界では、去年流行ったものでも、すぐに時代遅れになってしまいます。我々が使っている機械でも何でもそうですが、メリット、デメリットを考えた場合、やはりどこかで歯止めしないと駄目ではないかと思います。

水を守るという本質的な視点から言えば、やはり条例等できちっとした仕組み、システムをつくった方がよいと思います。若者たちも、これだけ物が氾濫しているわけですから、自然環境に負荷をかけない他のいろいろな遊びを選択できると思います。また、荻野委員がおっしゃったように、売買の世界の中にも、やはりなんらかの歯止めが必要ではないかと思います。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

住民意見の聴取の実施形態として、意見聴取への参加を希望する人々や団体には、まず、決まったフォームに意見を書き込んでもらうということになっています。その意見の中から直接お話を伺うに値する方々を選び、意見陳述をしてもらうということを考えています。その中に、水上バイク等の団体を含むのかどうか、ということですか。

田中委員（淀川部会）

あらかじめ部会としてテーマを設定するなら、どの団体を呼んで、どの団体を呼ばないかといった問題はある程度クリアできるのではないのでしょうか。例として、今の河川の問題点とその問題を改善するための具体的な方策がテーマとしてあげられていますが、テーマを1つに絞れば、クリアできるのではないかと私は思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

例えば紀平委員のおっしゃったことは、川の中だけではなくて、川の外の人間に関連したことでもあるわけです。それぞれ、全く映し出せます。ある意味では、シミュレートできるということがあって、前にも話がここへ来て、河川だけではできないねという話が出たと思います。そういう意味では、私は一般の多くの方々のご意見を汲み上げるというか、どんな意見でもよい、話して下さいということでは、一般の方々の現状を知ることにはなりますが、本当の意味で河川のこれからの有りようとしての実態は出てこないのではないかと思います。むしろ、今の矛盾にぶつかって、何とかしたいという方たちの意見を伺う、重きを置く方が、いかに今はいろいろなことで不合理さが起こっているかということが皆さま実感できると思います。

それは、川であっても川だけではなくて、例えば町の中で、マンションの問題ひとつとっても、今言われた水上バイクのことも、また、今、海、山に対してそういうものにまだ開発をしようというような状況に対しても、それは民間の問題利益の所在のこと、刺激のテクノロジーを巧みに用いたこういうものは、自由経済システムの問題であり、もともと言いかえたら、「自由」という中には本来「等しい」というもの、その逆も言えますが、このことが社会性としてしっかりと人々の認識の中に入ってなかったら安心して未長く継続しないのですね。このことも基本の理念に含まれます。

最初に申し上げたように、どれだけ自身内側、内面に対して、外の問題点を自身のテーマとして持てるかということも含めれば、そこはこれから本当の意味で、先ほど心に光を当てると言いましたが、その心の状態、実態というものを新たな方法として私たちは知ってゆき、表現してゆく事も今後大切な作業だと考えます。以上のことから、川の内外の連続性からも、町の中の話も入ってきてよいのではないかと思います。要するに、ここで取り組もうとしている内容には共通のもの、共通の作用が必要となります。先ほどの話もそうですけど、その現在の不合理さ、矛盾をどう克服していくかということに対して、やはり1つの、例えば河川だったら河川だけとか、道路だけとか、教育問題だけとかいうわけにはいけないのです。そこで話を戻して、以上のことから、1つは現状認識を持てるような、そういう実態を話してくれる人が幾つかの中で選ばれてもよいのではないかと考えます。

原田委員 (淀川部会)

議論と少しずれてしまいますが、確認したいことがあります。前半2時間で意見を伺い、後半2時間で議論をするということになっていますが、後半の議論には意見を言って頂いた方々にも参加していただくということですか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

今のところ、そうは考えておらず、委員の議論を考えていますが、実際にどうするかは、皆さまのご意見を聞きたいと思っています。

原田委員 (淀川部会)

あと、交通費等は自己負担、謝礼なしとありますが、一般的にこのような形式で実施されることが多いのでしょうか。

田中委員 (淀川部会)

参加者というのは、スピーチされる方だけではなく、傍聴されている方も含めて全部ということですか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

参加者というのは、意見をお伺いする方々と考えています。傍聴者はできるだけたくさん来てもらえればありがたいと思っています。

原田委員 (淀川部会)

要するに、他の過去のケースと全然違って、この流域委員会だけが交通費や謝礼に関して何もしないというなら、多少問題かなという気がしたのです。

渡辺委員 (淀川部会)

水上バイクに関して、紀平委員がおっしゃったことは大変よくわかります。私も、できれば紀平委員のおっしゃる通りの形で進めたらよいと思いますが、やはり彼らの主張も聴かなければならないと思います。それが民主主義のルールだと思います。都合のよい人たちだけによる聴取の会ではなく、民主主義のルールに従って、言いたいことがあれば、個人であろうが団体であろうが、堂々と来て発言し、もし委員がそれを気に入らなければ、彼らを説得するだけの努力がなければ、意見を聞く意味がないと思います。

小竹委員 (淀川部会)

水上バイクの件に関して、今月の16日に朝日新聞がちゃんと書いているのです。少し読んでみます。

レジャーブームで急速に広がった水上バイクを規制しようという動きが全国の湖や川で進んでいる。事故や騒音のトラブルが絶えない上、排ガスによる水質汚染も懸念されているためだ。

近畿圏の約1,400万人に水を供給する琵琶湖では、滋賀県が新条例の制定を視野に来春には結論を出す。水上バイクの全面禁止を求める環境団体は、15日、大津市で開催中の世界湖沼会議でこの問題を報告した。水質汚染が問題化したのは、96年6月、淀川が流れる大阪府摂津市の一津屋取水口に府水道部が設置したセンサーが週末だけ有毒な化学物質を検知したのが端緒である。琵琶湖では今年6月、環境団体、緑と安らぎのある新海浜を守る会が水質調査を実施。有毒物質が検出されたのを受け、県も7月、8月に調査した結果、発がん性のあるベンゼンが最高4μg、環境団体は10μgですが、検出された。知事は、人

体に影響が出るレベルではないとしたが、環境団体等は納得せず、県と環境団体の合同調査が進んでいる。

水上バイク規制の動きは全国で起きている。山梨県は富士五湖で、走行範囲や走行時間を制限。栃木県の中禅寺湖では、県が原則全面禁止した。岐阜県も今年7月、長良川での走行規制を始めた。しかし、琵琶湖では、水質汚染や騒音防止を目的にした規制がないため、県は新たに一定のルールが必要とし、関係者による懇話会で規制のあり方を検討中。これに対し、水上バイクのメーカーや販売店等で作るパーソナル・ウォータークラフト安全協会のキタイシアキラ琵琶湖支部長は、水上バイクだけが悪者扱いされるのは残念。専用の水域を設ける形で規制を期待したい。一方、守る会の井上代表は、将来への環境を考え、環境に負担を与えないレジャーに転換すべきだと訴えている。

こういう記事でした。

榭屋部会長代理（委員会・淀川部会）

湖沼会議は、私も企画委員として関係していました。参考ですが、たしか何回か前の委員会の資料に、水上バイクに関する資料が出て、琵琶湖で規制をしたらどうかという話が出ていました。今後どのように考えていくか、難しい問題ではありますが、基本的には、人が飲む水の水質が悪化するようなところでしたら問題ですし、川の水が海に流れ、海に棲んでいる魚が環境ホルモンを含んだプランクトンを食べて、それがまた人間の口に入るということにならないとも限りませんし、よく考えて対処しないといけないと思います。できるだけ環境に負荷を与えないような水上バイクにしてもらうとか、利用水域を設けるとか、そういった対応の仕方もあると思います。

田中委員（淀川部会）

規制や現状の問題点に関する話と、住民意見の聴取に関する話とは、別にしておいた方がよいのではないのでしょうか。

住民意見の聴取の会に参加された人たちには何らかの意識の広がりというものが生じてくると思います。全然新聞も読んでおられない、関心もなく、問題点もわからず遊んでいる若者もたくさんいるのではないかと思いますので、意識を広めるという意味で、参加というしていただくことは意義あることではないかと思えます。

川上委員（委員会・淀川部会）

端的に申し上げますと、自分の楽しみのためだけに権利を主張する方はご遠慮願うということはどうでしょう。

塚本委員（委員会・淀川部会）

もう少し対象の幅を広げできませんか。実態を知るといえるのが大事だと思います。

どういう感覚で物を言っているのかということも大事だと思います。それを知ること、とても大事です。そういう判断のもとに、皆さまが最終的にはこの後も寄るのですから。

というのも、例えばスケボーもやる場所がないのです。今回の場合は、環境保全、それから騒音、いろいろあります。しかし、本当の意味で土地利用をしてきたために、民間の土地の使い方も含めて、そういう遊べるスペースがないということも実態です。そこも、どうしていくかというのは、矛盾することがいっぱいあるのです。

例えば、バスに乗ると女の子が携帯電話で話をしていたので、ちょっとその辺でやめてくれないかと言えば、やめてくれたのです。後で、これは、車内放送で流れたから、ルールで言っているのではない、長い間人間をしてきたら、大体人がいないのに話をされたら物すごく気になるだろうという話をしたら、本人は納得するのですよ。もちろん場合によります。そしたら、おっちゃんは言いにくかっただろうと言うわけですね。いや、そんなことないよと答えました。ですから、大人自身も、もっといろいろな役目はこれからあると思います。

そういう意味でも、これをやりたい、やってきた人がどういう意見を持っているのか、持ってないのか、どういう考えを持っているのか、或いは持っていないのかと。その辺を知るのも1つの大事なことで、現状を知るという意味では、要るのではないかなと思います。

山本委員（淀川部会）

先日頂いた資料の中に、淀川の下流域での水上バイクの問題というのがあったのですが、たしか4つくらい地域がありまして、その中の1つの地域で、水上オートバイの利用について、「自治会としては、反対であるが、防災公園で良好な管理が出来るのであれば辛抱する」というような地元の方のご意見があったのです（淀川水上オートバイ関係問題に関する提言 平成12年7月 淀川水上オートバイ関係問題連絡会 資料編 p17 摂津市一津屋自治会の意見 要望事項を参照）。

その中に「建設省とは話をするが、水上オートバイ利用者とは話さない。話をするとは利用を認めることになる」（前掲書 p8 摂津市及び一津屋自治会の意見 参照）とあって、騒音の被害や環境の問題もあるのですが、公の場での意見に対話をしないとといった厳しい批判が出てくる経過があったことを思うと、今後いったいどうしたらよいのだろうかと心の中でずっと思っていました。

この場では、できれば何もシャットアウトしないで、いろいろな意見が出てくるようにしてもらえたらよいなと思います。水上バイクを使用する側からもどなたか来られるかも知れませんが、それを困っているのだという人たちもいるわけですし、その日来れなかったからそういう意見はないのだということではありませんから。

小竹委員（淀川部会）

淀川ネイチャークラブとしては、棲み分けを主張しているのです。ですから、水上バイクは阪神国道より下でやりなさいと言っています。それから、ウォーターバイクにハイオクタンを入れないでレギュラーにしてくださいとも言っています。そうすれば、鉛等の有害物質が減ります。

ちょうど上高地や富士のスカイラインと一緒に、時間規制や量的規制をするべきです。お互いに棲み分けることが大事です。しっかりと伝えれば話を聞いてくれます。ただ、野放しはいけません。何時までは騒音の問題があるから、日曜日の何時から何時、しかもどうという燃料を使うなど、きちっとしなければいけません。

一番難しいのは、川ベリですから交通警察が入れないのです。免許証を明示しろと言えないのです。ですから、非常にいろいろな問題を抱えています。それでも、阪神国道から下の皆さまはちゃんと了解しておられます。量的規制や時間的規制と、お互いの紳士協定が要ると思います。

それで、北野高校の前の河川敷はグラウンドとしてスポーツをして、花火大会では60万人が今年も楽しんだわけです。開催日を8月3日としたのは、私たちの淀川ネイチャークラブが間に入って、7月中は鳥の営巣の時期ですから、8月に入ったら協力しましょうと言ったからです。それで8月3日になりました。しかも、費用は全部自前で企業からもらいません。私たちのときは最初から何万ずつ、ちゃんと住民の皆さんの費用で2万発の花火を上げました。また、あれだけの広さがないと大きな花火大会はできないのです。

ちょっと話を変えますけども、例えば衛星都市である京都、茨木、吹田、高槻の浄化能力、何mmの雨が降ったときに、未処理のまま淀川へ大小便を流すかといった報告はあまりまだないですね。大阪市でも200mmを越えて洪水になってきたら未処理のまま大阪湾へ出します。そうすると、滋賀県、京都府、各衛星都市は何mmぐらいまでは完全処理して出していますかが問題になるわけです。

今朝も、家内と笑っていたのですが、おかげで皆さんの大小便をろ過して飲ましてもらって、77歳まで元気でおりますよというくらいの鷹揚さで考えています。100%処理しなさいということは無理ですから、現状としてはどれだけできるかということだと思います。

今朝の新聞で、神戸のサッカーグラウンドの芝生を守るために、自動装置でちゃんと夜中じゅうも水の補給をしてやっていると載っていました。その水は井戸水なのか、阪神上水道で持っていつている水道水を年がら年じゅうむだに、ちょっとした試合に使っているのか、そこに疑問を感じるわけです。使う側もいろいろな意味でむだを減らして、節約しながら、極端に言うと水道の管をもうちょっと細くして徐々に出すくらい考えてほしいと思います。あのようにフル回転して水を出すようなものでなしに、お互いにそこは認め合っていかなければいけません。特に私はいつも言うのですが、20年、30年先の子供のため、どうも政治にはそこが抜けているような気がしますので、老婆心ながらこんな勝手なことを申しました。

紀平委員（淀川部会）

私が言いたかったのは、水上バイクの人たちとは話し合わないということではなくて、いろいろ彼らの言うことも聴いてやったらよいということです。それは間違いだということ説得していかなければならないと思います。川はそんなものではなくて、君らがやっていることは水を汚すことになっているのだ、川で遊ぶならもっと違う遊び方はないか、一緒に魚をとって見ないかという具合に私は指導していきたいし、大人たちや教師はそう

いう方向に向けていくべきだと思います。それで、彼らにわかってもらうよう努力しなければなりません。

ですから、話し合いはすべきだと思います。山本委員がおっしゃられたことはその通りで、話し合いをボイコットするというつもりはありません。ですから、先ほども言ったと思いますが、おれらは絶対水上バイクをやりたいのだという強く主張する団体があっても、私1人でも乗り込んで話をしますということです。いろいろな意見があると思うので、皆さまで説得をしていくべきです。そのために我々は、水を中心に考え、趣味でやる人たちは説得して、川を利用して水を汚してもらいたくない、と伝えなくてはなりません。川にはカヌーのように水を汚さないものがありますし、他にもいろいろな楽しみ方があります。

有馬委員（淀川部会）

水を汚すということ言えば、じゃあゴルフはどうなのだ、不法耕作はどうなのだ、いろいろな議論が出てこようかと思います。ゴルフをやるなという立て札の下で、クラブを振っている大人の写真を何枚も集めました。それを発表する場がないので廃棄処分にしてしまいましたが、とにかく目にあまります。彼らがどういう意見を出すか、聴いてみたいと思います。

逆に是非来て欲しいという団体があるはずです。観察会をやっているグループや、近畿圏全域の川を取り上げ、そのありようを見て歩いているグループには、是非意見を聴きたいと思います。そういった団体への積極的な呼びかけを考えておいて下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

お尋ねいたします。今回の住民意見の聴取は、淀川部会での議論を深めるために、住民や団体の方々のご意見を聞こうという主旨だと思いますが、その住民という言葉の中どこまで含まれているのかを教えてくださいたいと思います。世界湖沼会議では、パートナーシップという言葉には、住民、行政、研究者、企業、報道等々と多様な意味が含まれていました。この流域委員会の住民にはどこまでが含まれているのでしょうか。企業人も含まれるのでしょうか。あと、議論されているときに、行政も意見を言うチャンスはあるのでしょうか。このふたつについて教えてくださいたいと思います。

またこれは、私の個人的意見ですが、意見を募集されるときには、どの範囲の河川を指定することによって意見の出方が違ってくると思いますから、その辺りを工夫されるとよいのではないかと思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

この部会、流域委員会が重要な役割を果たすためには、なるべく幅広い意見、特に建設的な意見を求めなくてはいけないと思います。

流域委員会は、随分と広い範囲で委員構成をしたわけですが、それにしても非常に限られた範囲です。この流域委員会は本当に注目されているだけに責任が重いと思います。議論の中で私たちが気がついてない部分というのはたくさんあるはず。そういうことに

ついて、少しでも何かヒントがあればよいのではないかと思います。

今回、河川法の改正でも、住民意見の聴取なり反映方法について、この流域委員会が答申をしなくてはならないとなっています。答申すべき委員会が、自主的に何ら意見聴取もやらなくて、反映方法について意見が言えるはずがありません。自ら実践をしなくてはいいません。実践すれば、意見聴取の方法やその反映方法について、気がつく点は多々あるはずです。ですから、委員の皆さまにはもっと積極的意見をたくさん出してほしかったのです。消極的な姿勢では、何ら得るものではありません。

意見を募る対象には何ら制限をかけるべきでないというのが基本的な考え方です。出てきた意見の中にこれはなかなかよい意見ではないかということが1つでも2つでもあれば、それで意義があると思います。そういうことを、この部会で実施してみなければならないと思って提案しているので、まずご賛同頂けたらと思っています。

また、住民意見の聴取は1月中旬に実施するという事なのですが、先ほどの実施イメージは、確定したものではありません。ただ、少なくとも時期的には1月にやりたいと考えています。あらかじめ募った意見をもとに発言者を選ばせて頂いて、じかに話を聞かせて頂くということをしてしたいと思います。

時間の関係で、一定の人数を制限せざるを得ないので、あとは意見を直接述べる事ができなかった方には、文章や書類をお出し頂くことによって、何か参考になる意見が出てくるのではないかと思いますし、実際にやってみたいと思います。

田中委員（淀川部会）

参加方法についてですが、例えば、テーマにそって文書を提出するといった形態になるのですか。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

申し込みは、意見を書いたもので出してもらい、その中からセレクトするというのが今の考え方ですが、他に提案やご意見があれば伺いたいと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

委員の推薦というものを考えて頂きたい。

それと、もしできたら、時間が足りないかもしれませんが、橋のところに住んでおられる方たちは、川のことをよく知っておられる方が多いので、彼らも含めてフォーラムをやってみようかなと思っていたのです。もしそういうことができたときには、是非皆さま参加してもらいたいなと思っています。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

少し意見を言わせて頂きますと、この委員会は、オープンな場での議論が特徴で、我々もそれを続けて頂きたいと思っています。1月中旬に住民から意見をお聴きになれるのならば、どんな意見が来たのかを12月17日の部会で委員の皆さまに見て頂き、公の場で、

発言者を決めて頂くのがよりオープンな方法ではないかと思えます。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

1月に実施するかどうかはまだ決まっていないのですが、2月に実施することも1つの選択肢だと思いますが、スケジュール的にどうでしょうか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

途中から来ましたので話の流れがわからないのですが、水上バイク団体等に意見を聞く可能性はあるのでしょうか。他にも例えばゴルフ場を利用しているユーザーがあります。それから、水道として使っているユーザーもあります。こういった方々は既得権益を持っているわけです。それを抜きにして計画は立たないと思えます。本日の話の流れから言えば、水道関係や河川敷に敷地を持っている会社といった方々からは意見を聴かないことになるのでしょうか。水上バイク団体より確固たる権益を有している団体や、害毒を流している団体からは意見を聞かなくていいのでよいのでしょうか。

そういうところに積極的に働きかけるかどうかで、スケジュールがかなり変わってくる可能性があるのではないかと思えます。

紀平委員（淀川部会）

淀川にはゴルフ場が数多くあるので、ゴルフ場から意見を聞くのであれば、ゴルフ場だけで意見聴取の会を実施しなくてはいけないのではないかと思えます。いろいろな団体の中ではゴルフ場に一番やめて欲しいなど、私は個人的には思っているのです。淀川の将来を考えると時には、この問題が一番難問だと私は考えています。

荻野委員（淀川部会）

ゴルファーに加えて、ゴルフ場を経営している人もいます。それから、河川敷公園のサッカー場、テニス場、野球場に対してもその是非について多くの意見があります。スポーツに利用するより、もっと別の利用方法があるのではないかと思えますが、地方自治体等はグラウンドに使いたい、とにかくグラウンドにして欲しいという気持ちを強く持っているからグラウンドになっているという面もあります。しかし一方で、自然の草地にすべきだという意見もあります。

それから、不法占拠をしている人たちがいます。裁判をしようにも、うまくいっていないのが状況です。砂利や土木材料を置いたりして居座っている人たちを退かせられない状況があるということも聞いています。

この流域委員会は、善意の世界といえますか、前に向かってよくなっていくという上昇志向を持って議論をしているのですが、実はその裏に、悪意とは言えないけれども善意でない、例えば水上バイクをつくるメーカーやディーラーがいるわけです。そういうグループは、環境のことはあまり言わないのだらうと思えます。環境のことはあまり考えず、とにかく売ればよい、その後のことはもう知らないということをやっていると思えます。

若い子供たちがそういうものを買って、遊びに行こうと思ったら、あれやっちゃいけない、これやっちゃいけないという言い方をされる。善意な仕組みだけでは動いていないと思います。

上昇志向で物事の良い面ばかり考えるのではなくて、悪い面もあるということを考慮しなければなりません。例えば、水質汚濁の問題にしても、悪い奴らがいて汚染物質をいっぱい流すのです。ですから、そういった人たちを行政なりがパートナーシップの中でどのように仕組んでいったらよいのか。一度、河川管理者を交えて、環境の保護を訴える方々と水上バイクメーカーに議論してもらいたいと思います。それから、不法占拠の方々と我々と河川管理者を議論したらどうかと思います。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

1月中旬に住民の意見を聴取するなら、その実施を今すぐこの場で決定し、12月17日の部会で集まった意見を吟味し、発言者を委員の皆さまで決めたらどうかという話があったのですが、どうでしょうか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

時間が限られたとしても、その中で少しでも実体を知ることができれば、それでよいと思います。必ずその時にはプロセスがあって、なおかつそれが継続する必要性が出てきたらまた違うことも考えればよいと思います。今のところは、実体を少しでも知ろうということで、ですから、1月にある結果が出るというのだったら、その選び方によって、まず近づけるということは必要ではないかなと思います。

有馬委員（淀川部会）

殆ど同じ意見ですが、ゴルフ場や水上バイク団体にしてみれば、何か糾弾会に出るような、そんな気持ちができるだろうと思うので、積極的に呼びかけても、難しいのではないかと思います。

原田委員（淀川部会）

先ほど水野河川調査官が提案された、住民意見の聴取の会の発言者を選定する過程も12月17日の部会で検討するとなると、時間があまりにも短くて、意見が出てこないのではないかと思います。

これは、必ずしも固まっているわけではないですが、今回は意見の聴取をあきらめ、1月までに文書を出して頂き、それを委員が勉強するといった選択肢もあり得るかなと考えたのです。もちろん、それがベストとは思いませんが。

塚本委員（委員会・淀川部会）

出てきてくれるところは、問題意識を持っているから出てきてくれるのであって、むしろ書いたものは非常に不十分ですね。というのは、やはりコミュニケーションをして、或

いは、人がいろいろな話をして初めて感じていく、知っていくというのは物すごく大事ですから、数が少なくても、それだったら出てきてくれるところで話をしてもらおうというのはどうでしょうね。文書で送るところは送ってもらえたらよいということで、両方あってよいのではないのでしょうか。短いからあきらめるのではなくして、話をしたいと、出てきてもらえるところは会って話をしてもらったらよいと思います。

また推薦したところに限っては出てきてもらえることをある程度確認しておいて、それが通ればお呼びするといういろいろありのやり方でやったらどうですか。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

この部会で決めたらよいと思います。まず決めて頂かなければならないことがあります。実施するとすれば中間取りまとめの前、1月中旬の第11回淀川部会で実施しなければならないと思います。もしも2月に実施するとすれば、議論がある程度終わった後の聴取になるので、できれば1月に実施すべきでないかと思います。

そうすると、水野河川調査官のご意見にあった、12月17日の部会で発言者を選定するという事は不可能ですし、私はその必要はないと思います。但し、それはこの部会で決めることです。要するに水野河川調査官のご意見は、1月中旬に実施できるように広報して、まずは文書で意見を募る、その中から1月中旬の部会で一人10分程度でじかに意見を聴かせてもらう10名をどこで選ぶべきか、その選定を民主的に行わなければならない、ということだと思います。これについては委員の皆さまには、住民の方の意見が集まった段階で、どういった意見が出ているのかを整理したものをお配りし、御意見を伺った上で、10名の方を選ばせて頂くという流れで行うのはどうかと思います。よろしいでしょうか。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

あとは、どのような形で対象を募集するかということだけだと思います。とにかく時間的には厳しいので、1月17日に住民意見の聴取を実施するならば、すぐにでも意見を募集をしなければ間に合わないと思います。集まった意見については、事前に皆さま方にまとめたものをお送りし、ご意見を伺った上で発言者を選定したいと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

逆に、どうしても意見を伺いたい団体があると思います。例えば、実際現場にいる水防団の方々、ゴルフ場、水道事業者といったの方々にお越し頂くため、推薦枠を広くとって頂き、また、庶務の方でも候補を探してもらいたいと思います。

田中委員（淀川部会）

これは大変な作業だと思います。たとえば、全国規模の自然環境団体等に関する資料を庶務は持っているのでしょうか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

有名な団体は把握しておりますが、委員の皆さまからご推薦やご意見を頂ければありがたいと思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)

1月中旬に実施するという事になると、民主的な手順を踏むのは、ちょっと難しいと思います。1月、2月に部会を追加して頂くとか、運営委員会を開いて頂くとか、少し回数を増やさないと無理なのではないでしょうか。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

確かに運営委員会を開催も考える必要はないかと思えます。

12月の部会の日程は決定しているのですが、第11回、第12回、第13回の日程は決まっていますので、11回の開催日を決めなければなりません。もし、住民意見の聴取を実施するとすれば、土曜日あたりが適当ではないかという意見があります。例えば平日であれば夕方か夜遅くからはじめる、あるいは公平という点を考えると土曜日か日曜日が適当かなという感じはします。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

委員にとって都合がいい日程は1月17日(木)なのですが、一般の方々の意見を聴くことを考えると、平日の開催だと、参加できない方が大勢おられますのではないかと心配しております。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

先日私が参加した琵琶湖淀川財団の代表者会議で同じテーマが出たのですが、日にちは平日の夜がよいということでした。というのは、土日は予定が詰まっている方が大勢おられるからです。ですから、できれば平日の18時くらいから3時間程度にしておかなければと私は思います。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

今のご意見は、平日の18時くらいから始めるということですが、1月17日(木)の夕方の開催でよろしいですか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

市民団体の方々は確かにそうかも知れないのですが、今までの経験から言えば、広く一般の住民の方々から意見を聴くのであれば、平日の仕事のある日に設定してはいけないかという意見を今まで何回も聴いています。平日の夜であっても、やはり休日であれば参加できないという意見がありましたし、例えば木津川の上流からお見えになる方が、果たして仕事が終わってから参加できるのかと、私は思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

私が開催場所をお伺いしたのは、どの川もかなり遠いのです。ダム問題等で痛烈な意見を持っている人たちが大勢いるのですが、彼らは平日では絶対に参加できません。平日の夕方でも無理だと思います。遠方の方々はことさら、とても出てこられません。ですから、一般の方々の意見をくむという姿勢を通すなら、平日は避けて下さい。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

では、土曜日の午後ということではよろしいでしょうか。
それと、開催場所ですが、ご意見はございますか。

荻野委員 (淀川部会)

19日はセンター試験があるので、大学の先生は参加できません。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

ここで書いてない方、大学の先生は全部ブランクになっていますね。

田中委員 (淀川部会)

私は大丈夫です。欠席される方は手を挙げてもらったらどうですか。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

大学関係で19日都合が悪いという方はいらっしゃいますか。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

まだわからないのです。一応空けておくのが基本的な命令です。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

荻野委員は駄目ですか。

荻野委員 (淀川部会)

1月19、20日は駄目です。

川上委員 (委員会・淀川部会)

庶務で日程調整をやり直したらどうですか。今決めるのは無理でしょう。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

日時の件は再検討するということで、1月に原則実施するということにしたいと思います。そのために、委員の皆さまからの推薦をお願いすると思いますので、よろしくお願い

したいと思います。

あとは、開催場所ですが、ご意見ございますでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

淀川水系は、奈良、三重の近辺から京都の北の方まであるわけでしょう。真ん中をとって、京都が適当なのではないですか。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

では、開催場所は京都、日にちは1月に実施し、日にちは別途調整するという事で、今後進めたいと思います。

榊屋部会長代理（委員会・淀川部会）

第12回部会と第13回部会の開催日を決めたいと思います。12回ですと2月5日の13時から17時、この日が一番多いようですけど、この日でいかがでしょうか。ブランクがあきますが、この日に決めさせて頂いてよろしいでしょうか。それから、第13回部会を3月14日の15時から19時に決めさせて頂いてよろしいでしょうか。

いずれも、異論がないようですから、決定いたします。

あとは何か他にありますか。

紀平委員（淀川部会）

先ほど芦田委員長が国土交通省は180度変わったという話をされました。私は国土交通省に、昔からかなり注文をつけていたのです。昨年、魚道がないので何とかして欲しいとお願いしたら、すぐ対応していただきました。今年、そこにたくさんのアユが上っているのです。ですから、できることから国土交通省にお願いして、どんどん自然を回復、復元していきたいと思っています。

その1つの例で、枚方市に天野川があります。枚方3川として穂谷川、船橋川、天野川のうち、枚方市駅に近い天野川の淀川の合流点に魚道もない落差工があったのです。それを改良しました。

（OHPを示す）

上の方が昔の落差工で、淀川本流に合流しているところです。中央は、殆ど水は流れません。これは、かなり水が多いときです。両サイドに水が流れていますが、下の方を見てもらったら3分の1くらい水が浸入しています。幾ら水位が下がっても斜めに切りかえているのです。中央部、こちらの方が昔のものです。これは2mくらいです。水がないときは、ここに水が少しだけ流れています。水がない渇水期でも、上流の天野川の方からここへ水がたまるようになっているのです。今年も渇水期のときでも、アユがどんどん上っているのです。

魚道というのはいろいろな魚道があるのですが、一辺が5~7mのコンクリートになっております。この付近から切りかき、斜めにしたために、水が少ないときに一番低いところ

に水が集まって、1m、2mくらいの幅で水が落ちています。国土交通省にお願いして、アユが上るように改良をして頂いたのですが、さらに上流域については、大阪府にお願いして、魚道をつくれればもっとたくさんのアユが遡上できると思います。

私はできることから魚とか生物が戻ってくるようお願いしてきました。きっちりした魚道ではなくとも、少し工夫するだけで効果があるという1つの例になるかと思っています。

それから、もう1つ、これは昭和58年にできた淀川大堰の魚道です。調節板を改良してもらったのです。何倍もアユが上れるようになりました。

これは昭和58年にできたもので、アユを中心にした魚道にも関わらず、アユがなかなか上れなかったのです。少し工夫すると10倍もアユが上れるようになります。将来は、淀川の口マン計画がありますので、そのとき閘門をつくって頂くときに、立派な魚道をつくって頂きたいと思っております。

短期的なものと長期的な計画を分けて考えていくことが大事ではないかと思い、紹介させてもらいました。

梶屋部会長代理（委員会・淀川部会）

湖沼会議での発表に、九州の国土交通省の方だったのですが、ダムに斜めにジグザグに上がる魚道をつくっていた例がありました。私もその資料を調べて勉強して、皆さまに紹介してもらった方がよいのではないかと思います。そういう努力も、しようと思えばできるということではないかと思います。

梶屋部会長代理（委員会・淀川部会）

庶務の方は、何か連絡はありませんか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

一般傍聴者からのご意見はどういたしましょう。

梶屋部会長代理（委員会・淀川部会）

先ほど、一般傍聴者はおられたのでしょうか。意見がなかったので、どなたもおられないのかなと思って省略しました。もしおられるのでしたらお聴きしたいと思いますけれども、何かありますか。

ないようですから、以上で本日の部会を終わらせて頂きたいと思えます長時間ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これもちまして淀川水系流域委員会第9回淀川部会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

以上